

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 28 年 6 月 7 日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前 11 時 40 分

### 出席議員（14名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 塚野芳美君  | 1番  | 渡辺英博君 |
| 2番  | 高野匠美君  | 3番  | 渡辺高一君 |
| 4番  | 堀本典明君  | 5番  | 早川恒久君 |
| 6番  | 遠藤一善君  | 7番  | 安藤正純君 |
| 8番  | 宇佐神幸一君 | 9番  | 山本育男君 |
| 10番 | 高野泰君   | 11番 | 黒沢英男君 |
| 12番 | 高橋実君   | 13番 | 渡辺三男君 |

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

|       |       |
|-------|-------|
| 町長    | 宮本皓一君 |
| 副町長   | 齊藤紀明君 |
| 教育長   | 石井賢一君 |
| 参事官兼者 | 佐藤臣克君 |
| 参事官兼長 | 伏見克彦君 |
| 企画課長  | 林紀夫君  |
| 税務課長  | 三瓶雅弘君 |
| 参事官兼長 | 猪狩隆君  |
| 住民課長  | 植杉昭弘君 |
| 参事官兼長 | 渡辺弘道君 |
| 参事官兼長 | 菅野利行君 |

|                  |     |   |   |   |   |
|------------------|-----|---|---|---|---|
| 復興推進課長           | 深   | 谷 | 高 | 俊 | 君 |
| 復旧課長             | 三   | 瓶 | 清 | 一 | 君 |
| 教育総務課長           | 石   | 井 | 和 | 弘 | 君 |
| いわき支所長           | 小   | 林 | 元 | 一 | 君 |
| 拠点整備課長           | 竹   | 原 | 信 | 也 | 君 |
| 統括出張所長           | 三   | 瓶 | 直 | 人 | 君 |
| 参事生活支援課長兼        | 林   |   | 志 | 信 | 君 |
| 企画幹事長補佐          | 本   | 宮 | 幸 | 治 | 君 |
| 産業振興課長           | 安   | 藤 |   | 崇 | 君 |
| 商工係長             |     |   |   |   |   |
| 生活支援課長           | 中   | 島 | 利 | 博 | 君 |
| 住宅支援係長           | 遠   | 藤 | 博 | 生 | 君 |
| 総務課長補佐           |     |   |   |   |   |
| 企画課長補佐兼まちづくり係長   | 佐々木 |   | 邦 | 浩 | 君 |
| 安全対策課長補佐兼消防交通係長  | 飯塚  |   | 裕 | 之 | 君 |
| 安全対策課長補佐兼子育て支援係長 | 遠藤  |   |   | 淳 | 君 |
| 産業振興課長補佐         | 猪狩  |   |   | 力 | 君 |
| 復興推進課長補佐兼除染対策室長  | 坂本  |   | 隆 | 広 | 君 |

#### 職務のための出席者

|        |     |   |   |  |
|--------|-----|---|---|--|
| 議会事務局長 | 志賀  | 智 | 秀 |  |
| 議会事務係長 | 大和田 | 豊 | 一 |  |
| 議会事務主任 | 藤田  | 志 | 穂 |  |

#### 説明のため出席した者

|                      |    |    |   |   |
|----------------------|----|----|---|---|
| 株式会社社会安全研究所<br>管理責任者 | 小田 | 淳  | 一 | 君 |
| 株式会社社会安全研究所<br>担当者   | 吉田 | 佳絵 | 君 |   |
| 経済産業省                | 仮屋 | 英治 | 君 |   |

## 付議事件

1. 富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について
2. 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
3. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
4. 役場庁舎機能回复工事（地震・経年）の変更内容について
5. 新たな「産業団地」「交流公園」構想について
6. 住環境回復に係る支援事業について
7. 富岡町地域防災計画の改訂（素案）について
8. その他

## 開 会 (午前11時40分)

○議長（塚野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

全員協議会の付議事件に入る前に、全員協議会招集の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、6月定例会への提出を予定しております議案といたしまして、条例の新規制定案件1件、一部改正案件2件の計3件についての説明に加えて、その他の説明4件であります。

条例制定案件については、再生可能エネルギー事業における売電収入の一部を町の復興事業などに活用するため、富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例を制定するものです。

一部改正案件につきましては、本格化している復興業務に機動的かつ適切に対応するため、副町長の定数を2人以内といたしましたく、富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正するものです。

次に、地方税法施行令の改正及び平成28年度国民健康保険税の税率の改正を行うため、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

その他といたしまして、役場庁舎機能回復工事（地震・経年）の変更内容、新たな「産業団地」「交流公園」構想、住環境回復に係る支援事業、富岡町地域防災計画の改訂（素案）について、それぞれ経過や概要、今後のスケジュールなどをご説明申し上げるものであります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

説明は着座のままで結構です。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例について、6月議会に上程を予定しておりますので、ご説明いたしたいと思います。

まず、その前でございますが、町と福島発電及びJR東日本エネルギー開発の三者で進めます下千里、大石原地区のメガソーラーの現在の状況についてご説明したいと思います。ご存じのように当該

地区のメガソーラーは、平成27年の1月に住民の皆様にご説明し、その後27年の3月には発電設備が認定され、同年7月1日には現在の富岡復興エナジー合同会社が設立されました。その後住民の方から本格同意を得て、11月30日には国より整備計画の登載、農地転用を認定いただきました。その後、発電設備の発注等含めて準備を進め、3月30日には農地転用を完了しております。それとあわせて地上権の設定等の登記事務も進めてまいりました。さらに、6月には銀行のほうから融資が決定いたしました。それに伴い、復興エナジー合同会社のほうより、町も開業してまいりましたので、寄附をしたいという申し出がございます。そのお金、後でご説明を申し上げますが、約2.9億円でございます。あわせて今後発電が始まれば、発電の売電益が入ってまいります。それを受けするために、今般基金条例を制定するという段取りでございます。内容につきましては、担当の安藤係長より説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） それでは私、安藤から本条例につきまして説明いたします。

まず、皆様お手元、資料でございますが、全員協議会資料1－1と、全員協議会資料1－2をお手元配付させていただいております。1－1につきましては、本条例案でございまして、1－2につきましては本条例の概要というものとなります。説明に当たりましては、まず1－2、概要をごらんいただきますようお願ひいたします。まず、皆様には細かなお話を前に、どのような条例かというイメージを持っていただきたく考えております。本条例、名称長いものですから、以下説明便宜上、「再エネ基金」とさせていただきまして説明申し上げます。こちらの基金につきましては、大石原、下千里地区に限らず、富岡町内で太陽光を始めとする再生可能エネルギーを事業実施する場合には、まず事業者と町との間で協定を締結いたします。2番目として、協定に基づき寄附金を事業者から町が求め、町はその寄附金を基金という形で今後管理するものでございます。基金管理の上で、本条例が今般制定という運びとなりました。基金の活用につきましては、今後の町復旧・復興のために各事業におきまして活用してまいりたいと考えております。

資料下段でございますが、当初の積み立て予定額は3億100万円を予定しております。内訳につきましては、大石原、下千里地区からの寄附金が2億9,600万円でございます。残り500万円につきましては、赤木工業団地内のシャープ太陽光発電所からの年額500万円を加算しまして、今般3.01億円という当初見込みを立てさせていただいております。

それでは、資料1－1をごらんください。こちらにつきまして、条例でございますが、まず設置目的につきましては、第1条に定めございます。申し上げます。再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金、そのほかの収入金等を農業復興及び環境保全を初めとする復興まちづくり事業に要する経費の事業に充てるため、富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金を設置するものでございます。

第2条につきましては、積み立てに関する記載でございます。

第3条につきましては、基金の管理に関することでございます。

第4条につきましては、基金の繰り替え運用に関することでございます。

第5条につきましては、基金運用益金の処理の方法についての記載についてでございます。

第6条は、基金処分方法の記載でございます。

最後、第7条は委任に関することでございまして、7条立ての基金条例を今般上程させていただくものでございます。

私からの説明は以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今の説明の冒頭で、国からの補助金云々ということで、その時点で寄附金生じるみたいな説明だったのだけれども、補助運用の申請に当たり、当町に対する寄附金2億9,000万円も補助申請の合計金額の中に入ってる申請しているのか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 説明もまずかったのだろうと思います。補助申請は補助申請で、全然全く関係ございません。国に対しては、認定の申請は当然事業を進めるのに必要でございます。補助金が生じるのは、県の再エネ協議会というところに入りますと、負担金を1メガ当たり100万円取られるのですが、逆に2,000万円ぐらいの補助金というか、交付金が入るようになります。今回の2.96億円は、その国とか県の補助金と全く関係ございません。事業側が順調に進んでおりますので先ほど申し上げましたように、銀行からの融資が、第1回目の融資が今月中に行われる予定になりました。では、何でこのお金が入ってくるかというと、三者合同でやっているのですが、それに対して町が事務事業を執行していますので、それに簡単に言うと対価みたいなものです。結局その対価というのとは何かというと、協定の中で売電益とか、そこから生じる利益等については町のほうに、地域振興とか、そういうものに使ってくださいという協定を結んでおります。ですから、その一環として、売電益ではないのですが、これまで行ってきた事務事業に対して、対価ということは、実際に対して対価というのはおかしいので、寄附金という、実際的にはそういうことなのですが、寄附金という形でそれをお支払いしますよということでございます。ですから、補助金とか何かは関係ございません。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 一般的には、会社が機能して、年1回の決算受けて、その利益の何%を20年なら20年間を当町に寄附しますよというのが一般的だと俺は思うのだけれども、何か2億9,000万円ありきたりで、仮に銀行から融資決定したとしても、この2億9,000万円も事業内容の運転資金の中に含まれたら融資になってしまってはいけないのかなと思って、何か一般的に物事を考えたときにしつくりいかないのだけれども。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、一般的には動き始まって利益が生じて、それで入ってくるという、売電益ということになると思うのですが、これについては三者で立ち上げた際に、少しでも町のほうに還元するという、一つそれが前提でございました。確かにおっしゃるとおりの部分もあるのですが、その中で協定に対して、今まで実際に行ってきたもの、経費的なものが生じます。それについては、前もってというのはおかしいのですが、その最初から組み入れた形で事業計画を立てているので、それをお支払いするというような形で、今回こういう形になったということでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この設置の目的のところに、経費の財源に充てるというところがあるのですけれども、農業復興というのははっきりしているのですが、「環境保全をはじめとする復興まちづくり事業」というふうに書いてあるのですけれども、大体もうちょっとわかりやすく言うとどういう、ハードの事業なのか、ソフトの事業なのか、いろんな意味での人件費的なものも含むのか、そういうところはどういうふうな対象事業になるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（安藤 崇君） こちらの基金の活用方法でございますが、こちら私ども記載のとおりのところで活用していくと考えております。内容については、まだ検討段階でございまして、具体は現在の会ではお示しできませんが、こちらの活用方法につきましては、当町の第2次復興計画におきましても、農業団体への支援、地元企業の支援というものを計画上でもうたっている状況でございますので、そちらに充てる経費といたしまして、今後はハード、ソフト両面の支援を検討して、そちらの方向性が定まり次第、皆様に改めてお示しできるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、第2次復興計画に書いてあるもの、それからこれからどんどん進んでいくて、第2次、第3次、第4次というものが出てくる可能性もあろうかと思うのですけれども、まちづくりを富岡町を復興していくのに必要なものできちっと計画に出てきたものに対してはハード、ソフトかかわらず、いろんなものに使っていける、ある意味幅広い基金になっていきますよということでの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおりで、まず農業については、今アクションプランを今週から第1回目始めるのですが、作成、農地転用の際に農政局の条件としても、その農業振興に使いなさいというのがまず1点あります。ですから、それらこの基金を使っていく上では基本になると思います。ただ、それ以外にも地域振興という形でございますので、当面は今の第2次復

興計画等々に掲載されているものを総務なり、企画なり、関係する課等と相談しながら、どこに充てていくかという計画自体を今後またつくっていって、それで執行していくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） それでは、ないようですので、午後1時まで休憩いたします。

休 議 （午前1時56分）

---

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

今定例会に上程を予定しております、富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

全員協議会資料2をごらんください。資料下段に今回の改正案について載せてございます。第1条中「、1人」を「、2人以内」に改めるとするものでございます。

根拠法令といたしましては、地方自治法が根拠となっておりまして、第161条第2号で、「副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める」とされてございます。

改正の趣旨でございますが、本町の復旧・復興事業が本格化する中、除染や廃棄物処理、賠償問題、避難指示解除、将来を展望したまちづくりなど山積する課題にスピード感と戦略性を持って対応するとともに、政府・民間を問わず増加する関係機関要人等への対応、さらには多様な町民の声を丁寧に聞き取り、政策に反映するため、現在1人としている副町長の定数を2人以内と改正するものでございます。

今回の改正案におきましては、前回いただきました議論を踏まえ、前回の改正案を見直し、その定数を2人以内とすることにより復興の推進など、その時々の状況に応じ柔軟に対応し得ることを条例において明文化したものでございます。

次に、今後の対応と役割分担についてでございますが、各自治体とも条例で定数を定めた上で、規則で事務分担等について定めてございます。本町としましても、分担する事務の内容等精査をし、規

則を制定してまいりたいというふうに考えております。

何とぞご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを終わります。

説明者を入れかえますので、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時02分)

---

再 開 (午後 1時03分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） 済みませんが、着座にて説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） はい、結構です。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正と、平成28年度の国民健康保険税の課税額算定のために所要の改正をするものでございます。

まずは、資料3-1をごらんください。まずは、平成28年度国民健康保険税率算定についてご説明します。1)、税率設定方針としましては、従来どおり4方式として、所得割、資産割、均等割、平等割を用い、低所得者軽減については、7割・5割・2割軽減、応能割として、所得割3割、応益割として均等割、平等割の割合を50対50として税率算定を行いました。さらに、地方税法施行令の改正により、税額限度額が医療一般分と後期高齢支援金分でそれぞれ2万円引き上げとなり、医療一般分54万円、後期高齢者支援金分19万円分となり、総額89万円に変更されたことと、また低所得者への軽減判定をするための計算方式が改正となり、5割・2割軽減分の範囲が拡大されたことも組み入れた算定となっております。

なお、平成28年度においても、原発事故に伴う避難により全額減免となり、減免した保険税については国費で補填されるため、収納率100%で算定を行っております。

次に、2)の平成28年度必要額については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税等の一部を改正する法律の施行により、低所得者数に応じた自治体の財源支援が拡充され、また被保険者数の減少に伴い、合計必要額は約3,700万円の減となっております。

次に3)、平成28年度国民健康保険税率については、必要額を確保するため、下段の表右側、平成28年度（案）の所得割3割の税率や、均等割、平等割額の金額で算定しますと、医療一般分で1人当たり6万6,656円、1世帯当たり12万2,285円、後期高齢者支援金分で1人当たり2万6,187円、1世帯当たり4万8,041円、介護給付分で1人当たり2万8,722円、1世帯当たりで3万7,569円となり、総額では給付金額で1人当たり12万1,565円、1世帯当たり20万7,895円となるものでございます。

平成28年度の税については、医療・後期・介護分の全てにおいて引き下げとなっております。

それでは、次に、条例改正案についてご説明いたします。資料3—2、3ページからの富岡町国民健康保険税条例（案）新旧対照表よりご説明いたします。3ページをお開きください。本則第2条の改正については、地方税法施行令の改正により、第2項において医療一般の課税限度額が2万円引き上げられたことに伴い、52万円を54万円に。第3項において、後期高齢者支援金の課税限度額が2万円引き上げられたことに伴い、17万円を19万円に改正するものです。

次に、第3条から第5条の2にかけましては、医療一般、被保険者に係る規定でありまして、第3条は、所得割税率100分の5.15を100分の5.10に改正するものです。

次に、4ページをお開きください。第4条は、資産割税率100分の26.84を100分の26.50に。

次に、第5条は、均等割額2万8,700円を2万8,600円に改正するものです。

第5条の2は、平等割額において（1）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、2万2,700円を2万2,000円に、（2）、特定世帯、1万1,350円を1万1,000円に、（3）、特定継続世帯、1万7,020円を1万6,500円に改正するものです。

次に、5ページをお開きください。第6条から第7条にかけましては、後期高齢者支援金等被保険者に係る規定でありまして、第6条は、所得割税率100分の2.15を100分の2.04に。

7条は、資産割税率100分の11.22を100分の9.88と改正するものです。

第7条の2は、均等割額1万2,000円を1万1,500円に。

第7条の3は、平等割額において、（1）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、9,500円を8,800円に、（2）、特定世帯、4,750円を4,400円に、（3）、特定継続世帯、7,120円を6,600円に改正するものでございます。

次に、第8条から第9条にかけましては、介護給付金被保険者に係る規定でありまして、第8条は所得割税率100分の1.65を100分の1.64に。

第9条は、資産割税率100分の8.65を100分の8.35に改正するものです。

次に、6ページをお開きください。第9条の2は、均等割額1万2,800円を1万2,700円に。

第9条の3は、平等割額7,100円を7,000円に改正するものです。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額規定でございます。まず、第23条の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額において医療一般52万円を54万円に、後期高齢者支援金17万円を19万円に改正するものです。

次に、第23条第1号の改正は、7割軽減とする世帯の減額等の改正であります。アの均等割額2万90円を2万20円に。

イの平等割において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1万5,890円を1万5,400円に、(イ)、特定世帯、7,950円を7,700円に、(ウ)、特定継続世帯、1万1,920円を1万1,550円に。

次に、ウの後期高齢者支援金に係る平等割額、8,400円を8,050円に。

次に、7ページをお開きください。エの平等割額において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、6,650円を6,160円に、(イ)、特定世帯、3,330円を3,080円に、(ウ)、特定継続世帯、4,990円を4,620円に。

次に、オ、介護給付金に係る平等割額、8,960円を8,890円に、(ア)、平等割額を4,970円を4,900円に改正するものです。

同条第2号の改正では、5割軽減とする世帯の減額等の改正であり、減額対象となる世帯の減額判定所得の算定において、乗ずる金額を26万円を26万5,000円に、アの均等割額1万4,300円を1万4,300円に。

イの平等割額において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1万1,350円を1万1,000円に、(イ)、特定世帯、5,680円を5,500円に、(ウ)、特定継続世帯、8,520円を8,250円に改正するものです。

次に、ウ、後期高齢者の支援金に係る平等割額、6,000円を5,750円に。

次に、8ページをお開きください。エの平等割額において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、4,750円を4,400円に、(イ)、特定世帯、2,380円を2,200円に、(ウ)、特定継続世帯、3,570円を3,300円に。

オ、介護給付費に係る平等割額、6,400円を6,350円に。

カ、平等割額、3,550円を3,500円に改正するものです。

同条3号の改正は、2割軽減の減額対象となる世帯の規定であり、減額判定所得の算定において乗ずる金額を47万円から48万円に。

ア、平等割額、5,740円を5,720円に。

イ、平等割額において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、4,540円を4,400円に、(イ)、特定世帯、2,270円を2,200円に、(ウ)、特定継続世帯、3,410円を3,300円に。

ウ、均等割額、2,400円を2,300円に。

次に、9ページをお開きください。エの平等割額において、(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1,900円を1,760円に、(イ)、特定世帯、950円を880円に、(ウ)、特定継続世帯、1,430円を1,320円

に。

才、均等割額、2,560円を2,540円に。

力、平等割額、1,420円を1,400円に改正するものです。

次に、附則第1条において、施行期日について、平成28年4月1日から施行とし、第2条において、国民健康保険税の適用区分を制定するものでございます。

なお、資料3-3において、今説明しました改正案を簡単にまとめておきましたので、ご参照ください。

条例案については以上のとおりでございますが、なお今回資料3-4、国保税についてということで国保税の決め方、課税限度額、軽減制度等についても簡単にまとめました資料を添付しております。今回は内容の説明はいたしませんが、条例改正の内容等を解釈する参考にご利用していただければと思っております。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

また、説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時17分)

---

再 開 (午後 1時18分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、役場庁舎機能回復工事（地震・経年）の変更内容についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、着座にて説明させていただきます。

全員協議会資料4をごらんいただきたいと思います。富岡町役場庁舎機能回復工事（地震・経年）につきましては、昨年11月13日、第9回の臨時会で議決をいただき、完成を平成29年1月30日として、現在工事を行っています。

工事の進捗に伴いまして、空調方式の変更や受変電設備の全面更新などが必要となり、現在変更設計を行っておりますが、主な変更の概要についてご説明をいたします。

資料1につきましては、工事費の増減の内訳表でございます。左側青の欄が減額、右側ピンクが増

額となっております。まず、建築工事では、庁舎棟、車庫棟のタイル修繕面積が減により減額となる一方で、2階の床をOAフロアに変更し、またパラペット笠木板金、高天井耐震改修などの工事の増により、合わせまして360万円の増となっております。また、電機設備工事では、空調方式の変更、受変電設備の全面更新などにより9,640万円の増となっております。さらに、機械設備工事におきましては、空調熱源の変更、換気扇・ダクト更新などにより減額となる一方で、高架水槽の材質変更、空調設備熱源の変更、自動制御設備工事の増などにより、合計で900万円の増額となっております。経費込み、消費税抜きの総額で約1億3,500万円の増額となる見込みであります。

次に、2特に大きな変更項目についてご説明をいたします。①、高天井耐震改修につきましては町民ホール吹き抜け部分と議場の天井部分につきまして、アンダーラインのところに記載がありますように、既存不適格ということで、現時点での法律上の対応は必要ありませんが、公共施設で、かつ災害拠点の施設ということでの安全性確保の観点から、この際改修が必要であると判断をし、追加工事として既存天井を撤去し、膜材等の軽量な天井に改修するものであります。

裏面をごらんください。②、受変電設備全面更新につきましては、当初設計においては一部交換を見込んでおりましたが、帰町から数年で全面更新時期が到来し、突然の故障、停電が発生するというおそれもあることから、これにつきましてもこの際全面的に更新するということにいたしております。

③、空調設備の熱源変更については、当初設計においては全館空調（中央方式）としておりましたが、機能的に優位で、メンテナンスや電気代の削減などランニングコストを考慮し、ヒートポンプ式エアコンに変更することといたしております。なお、(1)、(2)としまして、コスト比較、全体的メリットについて記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

現在詳細な変更設計を行っており、契約変更については6月定例会後になりますが、臨時会で議決をいただき、工期内に完成をさせていきたいということで考えております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 済みません、外壁修繕（タイル部）が4,200万円減額となっているのですがこれ見積もり多分されたときに、補修の必要があるのでこういった金額を出されていたのかなというふうに思うのですが、これどのような理由でこんなに大きな金額減になったのか、ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 当時調査の段階では、足場等もかけて直接調査したわけではなくて、大体の面積で、面積の何%程度というような計上をしておりました。しかし、着手になってからは足場もかけましたし、それに基づいて的確に補修が必要な箇所を調査しまして、それによりまして面積がぐっと抑えられたということで減額となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。正確にはかって、その数量ということで理解しますが、再度確認なのですが、その外壁が落ちてきて、何か後々支障があるということはないということを確認されたということでよろしいですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おっしゃるとおりでございまして、詳細に調査しまして、落ちることはないというふうな判断でございます。

○4番（堀本典明君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） これは当然機能的によくなっていくから、反対すべき問題ではないのですがこの4番の資料ですか、資料4番の全体的な比較ということでメリット、デメリット書いてありますが、まさにメリットで考えればこのほうがいいのだよということを書いてありますが、実際省エネの効率とか、いろいろ書いてありますが、これ金額まで試算して全部出しているのですか。出しているとすれば、どのくらい違うか。例えばメンテナンス性の、4回の保守管理で、冷房、暖房切りかえ作業の保守費用が高いとか安いとかとなっていますが、どのくらい違いあるのですか、これ。ここでの金額での違いあらわせるものをちょっとあらわしてみてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） こちらの全体的な比較の表に書いてある、それぞれの項目ごとの比較というものはございませんが、こちらの左側に空調熱源方式のコスト比較ということで、電気料、それから重油料金、点検整備委託費ということで比較をいたしますと、年間で430万円程度、合計しましてということで、個々ではございませんが、そういったような比較試算がなされております。電気料金につきましても、職員の使い方によっては、またこれももっと差が少なくなるというようなこともありますので、職員のほうにもその検討、時間とか、そういったことで調整をしていくというような考え方でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） はい、わかりました。こういった金額というのを比較対照、これ並べてもらうのはありがたいのですが、必要な部分は高い、安いにかかわらず、やらなくてはならないのです、と思うのです。我々に対しての説得力を強めるために書いているとすれば、非常に私は不満なのです。その辺で私質問させてもらったのですが、当然これだけの震災を受けて、5年以上も全て投げっ放しだということで、修繕が必要な部分たくさんあると思います。修繕するに当たって、やっぱり長期にわたって使える整備とか、そういう部分で当然やらなくてはならないことだと思いますので、それは

私は了解しますが、やっぱり高い、安いの試算は、私は余りすべきではないと思うのです。機能を最大限に生かせるものを使っていくのが、当然役場庁舎であり、町民が集う場所だと思いますので、今後その辺をよくご検討してやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） ただいまご指摘いただきましたように、この空調につきましても職員の使い勝手という部分も含めての判断ということでございます。金額の比較という部分については、今後検討させていただいて、載せる、載せないについても判断してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、役場庁舎機能回復工事（地震・経年）の変更内容についてを終わります。

再び説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時29分）

---

再 開 （午後 1時30分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、新たな「産業団地」「交流公園」構想についての説明を企画課長より求めます。  
企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、全員協議会資料ナンバー5を用いましてご説明をしたいと思います。

本町においては、再び町に活力を取り戻すということが今後の大きな課題であるというふうに私ども考えております。町に関心を持っていただき、町と交流し、町に参画していただくことを柱といたしまして、人々の交流の地富岡を復活させ、活力を取り戻すことが必要というふうに考えております。このために新たな産業集積と雇用創出、そして多くの方々が集い、交流できる環境の整備が必要であると考え、新たな産業団地の整備と交流公園の整備を構想いたしました。このたび計画地として適地であると選定いたしました上郡行政区、それから太田行政区並びに上郡山営農改善組合の役員の皆様に構想についてご説明することができ、基本設計の実施について財源の確保もできしたことから、現段階の状態と想定する今後の事業予定などについて本日説明させていただくことといたしました。

まずは、事業の必要性についてご説明申し上げます。1つ目は、四ツ倉中核工業団地において仮設

営業する町内事業者から、町内において事業用地の確保の要望があるということ。加えて、町内事業者の町内における事業再開への選択肢も広げることが必要であるということが1つ目の理由でございます。

2つ目は、これまで当地方においては、電力産業に大きく依存する産業構造ということでございましたが、今後はこの構造から脱却するということが必要である、これにかわる新たな産業と雇用の創出が必要であるということが2つ目の理由でございます。これらのためには、本町に立地される廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟を核とした産業集積を求めていくべきであり、その環境を整えてまいるべきというふうに考えたことでございます。

3つ目でございます。3つ目の理由としまして、本町が福島第一原子力発電所の円滑かつ着実な廃炉に向けた最前線基地と、最前線拠点となり得る地理的条件にあることということで、現在生コン製造、それから特殊自動車整備販売、ユニット性ユニットハウスの製造、レンタル、防護服製造、印刷業などの企業からの立地希望もあるということ、これが3つ目の理由でございます。

これらのことから、これまで一般国道6号沿線であること、それから一定規模以上の広さの確保の可能性があること、大きな造成の必要がない比較的平たんな地形であることなどを視野に立地の選定を行ってまいりまして、済みません、資料の裏面の図面を見ていただきたいのですが、先ほど申し上げました3点を視野に入れて立地の選定を行ってまいりまして、産業団地の適地といたしまして、上郡山地区、交流公園の適地としまして、産業団地に隣接、近接する太田地区を選定しました。今後につきましては、福島再生加速化交付金を財源といたしまして、本年度整備方針並びに団地区画や団地内施設の配置希望、それから公園の規模や内容を検討するため、基本設計を実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、基本設計委託料、それから関連予算につきましては、6月補正予算に計上しておりますので御承知おきいただきたいと思います。

基本設計につきましては、産業団地についてですが、主に町内事業者用としまして約10ヘクタール、10社から15社程度の立地が可能という面積としておりますが、それから進出企業用として約20ヘクタール、こちら5社から10社程度進出が可能ではないかと想定しておりますけれども、合わせて30ヘクタール程度と仮に仮定いたしまして、基本設計を行ってまいりたいと思います。

交流公園については、震災前にさまざまなおイベントなど開催、活用してまいりました夜の森公園と同規模の4ヘクタール程度と、これも仮に仮定して基本設計を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、これらの規模は基本設計の結果と、それから整備に向けた復興庁など関係省庁との協議によりまして確定してまいることとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたしたいと思います。

繰り返しになって恐縮でございますが、基本設計の規模イコール整備規模、範囲というふうにはな

らない可能性もございますので、こここのところはご理解いただきたいというふうに思っております。

今後の予定でございますが、本年度基本設計を行いまして、地権者、その他に説明をしながら同意をいただくというのが本年でございまして、来年度において事業用地の取得、それから実施設計、造成工事の着手、平成30年度末の整備工事完了を目指していきたいというふうに予定しております。

最後になりますが、途中でも、中段でもお話ししましたが、事業の財源といたしまして、基本設計については福島再生加速化交付金を財源というふうにするということは、復興庁からご了解いただいておりますが、それ以降の財源については、現在継続して復興庁と協議をしているところでございまして、今年度以降の財源についても福島再生加速化交付金が活用できるようにと、継続して繰り返し協議をしてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） この場所なのですが、交流公園の整備地、交流公園の場所と、これ正確に、例えば6号線でいうと、どこの交差点付近だと。何かこれで見るとともとの、今の猪狩スタンドの辺かなというふうな、6号線から西側というか、ぼら口の方向を指している、JRまでの間かなというふうに思われるのですが、正確な位置はどの辺なのか。

それと、産業団地の最初の起点はどの辺なのか、どの辺からどの辺を指しているのか、丸で囲ってある、大体のところでいいのですが、わからないと町民にも説明できないし、何かただ我々だけが説明を聞いたというだけにしかすぎないですから、その辺詳しく説明願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 失礼しました。それでは、構想段階ということで、図面についてはきっちりした範囲をお示ししておりません。具体的な場所ということでございますが、公園につきましてはご質問にあったとおり、6号国道猪狩スタンド交差点の南東方向に向かった一画、それから6号国道と紅葉川に挟まれた一画ということでございます。

それから、産業団地につきましては、同じ交差点の西側に続く、通称関名古圃場でございますが、そこを想定しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 大体説明でわかりましたが、この産業団地においては町内企業約10社、県外企業進出企業が20社というふうな想定されているあれなのですが、この進出企業なのですが、この町内企業でそれだけの、ここへ立地したいと、ここでもうけたいという、先ほど何社か挙げましたが、ちょっとその辺具体的にどういう業種なのか、それだけ説明願いたい。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほど説明の中で、ちょっと早口でお聞き取りいただけなかつたかと思います。あと説明もちょっとあやふやなところもあったかもしれませんので、再度ご説明をしたいと思います。

産業団地につきましては、やはり進出企業どういうものなのかということを仮定しないと基本設計にも入れないですから、まずは主に町内事業者用として10ヘクタール、10ヘクタールでございまして、1社1ヘクタール、もしくは5,000平米程度であれば、10社から15社程度立地が可能であろうというお話をしました。それから、町外から新たに進出される企業については、工業統計等々を見ますと、工場の1区画が平均で2.7ヘクタール、約3ヘクタールでございますので、3ヘクタール程度と想定いたしまして、5社から10社程度が進出できるような20ヘクタールというようなことを仮定して、基本設計の規模、合計30ヘクタールを想定しましたよというお話でございます。四ツ倉中核工業団地に10社、15社いるのかということではございません。今後です、当然四ツ倉中核工業団地で仮設で営業される方々もこちらにおいていただければありがたいですし、それからまだいまだに事業再開かなわず、迷っておられる方も、事業用地がありますよということであれば、町内での事業再開も比較的可能に、それから前向きに考えていただけるのではないかということで用意はしておきたいというふうに思っております。当然町内事業者が、なかなかこれだけの数がなく、残地が出るということであれば、それを新たに進出される企業に割り振っていくという考え方になろうと思います。想定される企業、それから業種、規模については、基本設計の中でも市場調査、その他をかけていただいて設定してまいりたいというふうに思いますので、今のところは、くどいですが、基本設計をするための仮の設定というふうに御承知おきいたら大変ありがとうございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○11番（黒澤英男君） 了解、終わります。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の11番とちょっと重複して申しわけないですけれども、今の四ツ倉工業団地に進出している、例えば富岡の事業者が、こういった計画が富岡であるということであれば、どれくらいの事業者が富岡に戻ってもいいよというふうな考えがあるのかどうか。通常であれば、こういう工業団地のようなものは、進出企業があって、そこが満杯になったらまた次、赤木の工業団地がいっぱいになったら、では上郡につくるかと、これが通常のやり方なのかなと思うのですが、でもこの6号線の交通の便とか、そういったものを考えたときに、この上郡に今まで暫定的というか、緊急避難的にいわきにお世話になっていた事業者さんが、もう富岡に戻りましょうと、自立しましょうと、そういう意味も含まれての計画なのかなと理解したのですが、それと基本計画イコール、全てイコール、30町歩全部整備ではないよというのは、進出企業と相談しながらふやしていくのだよと、そういう考えというふうにとったのですが、それでよろしいのでしょうか。

あともう一点、公園の件なのですが、6号線からかなり下がった地域にあるように、私ちょっと記憶しているのですけれども、そういったところでちょっと夜の森公園とは雰囲気がかなり違う公園になってしまうのかなと。ただ、人が集まるだけのものになってしまって、集えるというか、公園の雰囲気を味わえる場所にならないのではないかとちょっと心配あるのですが、もっと適地はなかったのかと思うのですが、その辺2点お願いします。

○議長（塚野芳美君）企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）お答えします。

議員のご質問の中に、進出企業があつて造成していくと、通常の整備方法だとそのとおりだと思っております。我々といたしましては、理由2番目、3番目の中でも、廃炉国際共同研究センターを核としたということで、進出企業、引き合いはあるものの、この企業が来るという前段で、その進出の環境だけは整えておきたいと。その根底にあるのは、他町の話をすると大変恐縮ですが、隣接する楢葉町さん、広野町さん、工業団地実はほぼほぼ埋まってしまっているという状況で、隣の大熊町さんにおいては、東工業団地が中間貯蔵施設の範囲の中に入っていたり、計画は西工業団地という工業団地が計画的にあるものの、まだ動きが見えていない。これちょっとげすな言い方になって恐縮ですがこの時期我々のチャンスではないかということを思いまして、まずは工業団地の整備に着手すべきであろうという考え方、構想で基本設計をして、計画を固めていきたいというようなことでございます。

それから、段階的に整備していくのかというご質問もございました。ここについては、富岡工業団地のようなオーダーメード方式は考えておりませんが、一定程度の広さをまずは整備するとか、ちょっとこれはこれから復興庁、財源として考える復興庁のお金の使い方もありますので、一気に計画区域を全部整備してお待ちするという方法もありますし、1工区、2工区、工区分けをして、2段階、3段階に分けて整備していくという方法もございますので、そこについてはやはり基本設計をやりながら整備方法を考えていきたいなというふうには思っています。

公園についてでございますが、ご質問にあったように国道6号から一段下がった土地であることは間違いないです。我々としては、ほぼほぼ国道6号と同じぐらいの高さまで造成して、公園として使用できればと思っております。夜の森公園と同じような雰囲気をなかなか確かに出せないと思いますが、この箇所については6号沿線、多くの方々が通行されるところに位置するというところで、町がこれから復興していく、それから町をPRしていくというところについては、近接して多くの方々が通行いただけるというところもひとつ効果の出るところだと思っておりまして、そこも一つの狙い目でございました。夜の森公園に近づけていくということも必要なので、桜の植樹であったり、花木の植樹であったりというところもこの中で計画はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君）7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）工業団地の考え方も基本計画があって、整備があると。復興庁と相談しながら

ら、10町歩やって、次また10町歩やるか、一気に30ヘクタールやるか、それは今後相談しながら決めると理解しました。

公園も、国道の高さまで上げると。大体イメージが湧いてきたので、例えばこれちょっと提案というか、富岡って第一原発があって、第二原発があって、これからそういう廃炉とかいろんな問題で核になっていく場所だよね、だからそういった公園の近くには、町営でも何でもいいですから、その広い駐車場があって、作業員はそこに車をとめて、そこからマイクロバスで入れるとか、何かそういう公園と隣接したところに大量の車が置けるところがあつてもいいのかなと、公園整備するときにそういうパーキングの広いのがあってもいいのかなと思うのですが、それはちょっと検討の段階に入れてもらうことはできますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今議員のご提言のような駐車場を実は考えてはおりませんでしたが、公園利用者のための駐車場というところは当然考えておりまして、夜の森公園実は2.5ヘクタールぐらいなのです、同程度の規模4ヘクタールというのは、多くの方に集まつていただくために駐車場も必要であるということで、駐車場を含め4ヘクタールというふうには考えておりました。その駐車場を、例えばイベント、公園利用者がなかなか少ないというときに、おっしゃったような使い方ができるかどうかについては、ちょっと検討の必要があると思いますし、そもそも議員のご提言があったようなことについても、含めてちょっと考えて検討はしてみたいと思いますが、用地も限られていることもありますので、それも含めて考えさせていただきたい、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 基本的に工業団地というと、住まいはだめだというのが主になっている。だから、せめて町内の10社ぐらいになるか、5社になるかは別として、町内の人人が出てきたいというときは、住まいも兼ねられるように取り計らってもらいたい、お願い。できるかできないかは別、折衝してください。

あと赤木の工業団地からの立ち位置から見たときに、今の段階では積算していないのでしょうかけれども、坪単価わかった時点で早く公表してもらいたいというのと、それとあと水道の面、多分に山ろく線のほうから新たに引いてこないと、既存のやつではとてもとても間に合わないし、ましてや飲料水プラス工業用水、新たに引っ張ってこなければならないと思うのだけれども、そこら辺もあわせて早い段階で復興庁なら復興庁のほうと協議して、議会のほうにお知らせ願えれば幸いなのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問いただいた話、ご質問の順番の逆のお答え方になってしまって恐

縮なのですが、まずは上下水道のお話でございます。

上水道、工業用水道につきましては、議員おっしゃるとおり上水道については既存管ではなかなか難しい状況だというふうに私も認識しております。また、さまざまな進出企業を呼び込むというか、進出企業に魅力を持ってもらうためにも、工業用水道の引き込みということについては必要だと思いまして、双葉地方水道企業団に事前協議ということで既に始めてはおりますが、詳しく協議は続けてまいりたいと思っています。

それから、中抜きで申しわけないですが、最初の住まいもというところについては、制度上どうかというところもありますので、そこについては勉強させていただいて、研究させていただきたいと思います。

それから、済みません、質問に質問で返して恐縮なのですが、坪単価ということは、工業団地を売り払う際の坪単価というようなことでよろしかったですか。

○12番（高橋 実君） はい。

○企画課長（林 紀夫君） こちらについても、基本は交付金という形で国費をいただいて整備しようと思っていますので、これを売り払うということはなかなか難しいのかなとは思っておりますし、基本は借地いただくというようなことになろうかと思います。売り払いが可能であれば、可能になった時点でできる限り早く単価設定してお知らせしたいというふうには思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） やはり今の四ツ倉の工業団地に当町から避難している人らの状況を見ると、二重生活なのだね。従来であれば、自分の当町で住まい兼ねて作業をしたというのがほとんどの人だと思うのだけれども、そういうこともありますから、何のためにこの工業団地、ましてや10町歩 10万平メートル、町内向けに振り分けるのかわからなくなるから、何とか住まいも兼ねられるように折衝していくください、お願いしておきます、町長にも。

終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 2点ほどお伺いします。

まず、1点目が、目的の中に入る国際共同研究センターを核とした新たな産業の創出というふうに掲げられているのですが、ここに入る、工業団地に入る事業者というのは、この関連の事業者を優先することを考えているのか、特にそういう制限はないのかどうか、ちょっと1点お伺いします。

それから、もう一点が、4番の財源なのですが、今回福島再生加速化交付金からということなのですが、29年度以降は別途協議ということで、別途ということは未定というふうに認識するのですけれども、この事業自体です、私の記憶では、今回の福島エコテックの風評被害対策ということで、国と

約束されたものであると私は認識しているのですが、それであってこういう書き方をされると、今後町の財源が出るのかというふうな心配もあるので、その辺どうなのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君）企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）まず、1点目のイノベーションコースト構想に基づく産業集積、例えばそういう関連企業が優先されるのかということでございますが、まずは来ていただくというへりくだった言い方もありますが、来ていただくことが大事で、どこを優先するかということではないというふうに今考えております。ただし、来ていただければ何でもいいということではないというふうにも承知しております、そこは優良であったり、持続可能な企業であったり、それから重大な公害を引き起こすような事業者であったり、そういうところについては厳しくチェックをしていかなければならぬと思います。結論的には、どこを優先するということはないというふうに思っております。その時期に条件が合えば来ていただく、来ていただきたいというところでございます。

それから、財源のお話でございますが、ほぼ同じ財源で整備工事、それからその他の関連についても事業ができるというようなことになっておりますが、これは役所でできた話で申しわけないですが、国がまだそこまでの段階、我々まだ事業用地の取得費とか、整備工事費を申請しているわけではないので、協議中というふうな書き方をさせていただきました。ご質問の中でもあったように、特定廃棄物の処分事業に関してということもありましたが、ここについては我々必要性の中でもお話ししましたが、町の復興、それから今後町が復活していく、活力を取り戻していくということについては、やはり工業団地、産業団地の整備が必要であって、そのための環境を整えていくということは我々も必要だと。そこをお国の皆様が応援してくださっているということは事実でございますが、既存の管理型処分場を活用することの約束ではないというふうに私は認識しておりますので、そのことがあって、さまざま地域振興策については国が応援してくださることではございますが、管理型処分場があるから、これが約束されたということではないというふうに私は認識しているところでございますので、ちょっとくどくなりましたが、ご理解をいただきたいと。

○議長（塚野芳美君）5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君）1点目につきましては、優先するというわけではないということで、どこでもいいというわけではないということは理解しました。ただ、例えば復興に関係するような事業で、復旧・復興が終わると撤退するような事業ではあってはならないと思いますので、その辺はよく精査した上、選定していただきたいと思います。

それから、2点目につきましては、何か環境省とのやりとりの中で、最終的に何かあやふやにされたような感じのところが私は見受けられるものですから、最初のお話の中では工業団地、公園については、風評被害対策としてやりますというような話を私も聞いていますけれども、最終的に上がってきたのが全てあやふやになっていたというのは私も理解しています。ただ、これは町持ち出しというのは絶対私はあり得ないと思っていますので、正確な基本計画とか調査、設計が終わって申請し

た後、しっかりと国に確約していただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員おっしゃるように、このことについては確かな地域振興策を支援してくださるということのお約束はありましたので、その方向からも確約をとってまいりたいと思いますし、我々その基本設計段階での規模感はお示しましたが、それが過分だったり、さまざまな市場調査の中で過分だったり、もしかすると過少だったりするかもしれないで、そのところ規模感はきっちり精査して事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町内の業者が四ツ倉工業団地にあれだけ張りついていて、先の見通しがつかないような状況の中で、富岡に工業団地を造成して、町内業者用に10ヘクタールあたりを確保したいということ、私はすばらしいことなのかなと思うのです。確保するのはいいのですが、実際町内の業者さんは、もう6年になりますね、そこで。そういう状況の中で、町が帰郷しようとしているときに、やはりどうせ行くのであれば一日も早いほうがいいということで、と思いますので、そこに張りついている企業さんの所管は、今産業振興課ですよね。産業振興課さんといろいろ話し合いをして、そういうことを張りついている業者さんにある程度前段として打診しているのかどうか、当然行きたいたい気持ちはありますが、予算が絡む問題ですので、なかなか難しい部分があるのかなと思うのですが、その辺前段の話し合いをなされているのかどうかお聞かせいただければありがたい。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参考兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

今回の産業団地について、直接お話ししているかどうかというのは、今の時点ではございません。ただ、産業振興課においても県といわき市にお世話になっているので、今後避難指示の解除とか、そういうことも視野に入ってきていますので、今になれば昨年度になるのですが、やはり被災者のヒアリングさせていただきました。その中では、当然今の暫定的に工業団地にいるので、一つは当面なかなか行き先がないので、その特例を延長すると。延長するという話し合いの中で求めていくて、現在に今延長になっていると。

あともう一つは、今後どうされますかという話し合いもさせていただきました。やはり中にはもう既に議員おっしゃるように6年、あの時点では5年ですが、やはり市場とか何か考えれば、ほかに行きたいのだというグループというか、方向性をお持ちになる企業が一つ、あともう一つは、四ツ倉の工業団地そのものを分けてくれという考え方の企業もございます。あとやはりできれば町のどこかに早

く、今回のような産業団地ですか、そういうイメージであるかどうかあれなのですが、戻れる場所にしてほしいということで、3つに分かれました。当然ほかに行かれるという方についてはなかなか難しいところもあるのですが、当面はここにいさせてくれと、四ツ倉工業団地です。ただ、県とかいわき市においては、やはり結局収益性の高い企業をそもそも想定しているので、なかなかそれを、グループをつくろうが単独であろうが、なかなか分譲は難しいという話をされております。一方では、その時点ではこの産業団地の話、まだ具体化はされていなかったので、その話はされておりません。今後は、やはりこういう構想が今企画のほうで出てきていますので、当然期限の問題ありますので、今後また話し合いがありますので、今後はこの構想も含めて事業者の方と話し合ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。本来であれば、庁舎内が一つになって、やっぱりそういう構想を組んでいくのが筋なのかなと思うのです。当然来年の3月、4月で6年になるわけですが、町内の企業が実費で進出していくというのはなかなか厳しい状況があるのかなと思うのです。そういう中で、やっぱり一日も早い整備が望ましいと思うのです。そうすることによって、いろいろ国とか県の補助金も探られるわけですし、今回ことしの4月から出た補助金などは、本来のグループ補助金みたいな使い勝手だけれども、1社でも4分の3、3,000万円上限で4分の3補助をいただけるということで、そういういろんな補助金が、今いっぱいあるのかなと思うのです。それも何年続くのだということを考えると、やっぱり一日でも早く完了することによって、町内の業者も張りつき、安くなるのかなと。この年度を見ると、30年度造成工事になっていますが、ちょっと遅いのではないかと思うのです。でも、なかなかあれだけの工事を造成して工業団地に企業を張りつけるというにはやっぱり3カ月や半年ではできないと思いますけれども、1年くらいでやれば可能なのかなと思いますので、できるだけやっぱり早く急がないと、そういう芽も摘み取られるような状況になりますので、その辺はぜひ、一日でも前倒しになるように、復興庁さんなり、補助金を探っているところで、もう一日も早くゴーサイン出してもらわないと、もう富岡町つくっても意味なくなるよという状況を強く訴えていかないと、企業の進出する場所がなくなってしまいますので、本来であれば、廃炉国際研究センター、あそこできる、あの一画あたりを町の計画でも農地転用かけてこういう企業を張りつける算段をしてもらえれば、一番町の中心部ですからいいと思うのですが、いろいろこれ条件的にも、あとエコテックの問題とかいろいろかみ合っているから、そういう場所の選定になってしまふのかなと。公園施設も多分そうなのかなと思いますので、ぜひそういうかみ合っている部分は了解するにしても、とにかく急いでいただきたいというのが私の思いです。といいますのは、やっぱり工業団地の企業さんたちといろいろ雑談的に話すと、先が全然見通せないから、自分たちが動けないような状況なのです。こういうものをきちんと出してやって、そこに減免措置とかそういうものが加わ

っていけば、やる気になる企業はいっぱいあると思うし、あそこで今事業を行っている業者さんは、ほとんどやっぱり町内に戻ってくれるのではないかと思いますので、ぜひその辺を急いでいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご指摘のとおり、この事業については、構想から素早く計画に移して、事業実施ということにしなければならないというふうにも思っております。言いわけに聞こえるかもしれません、まずは基本設計をきっちり上げて、構想から計画にきっちりするということが必要だと思いますので、ご指摘のとおり一刻も早くというところは理解いたしますので、あとは事業の整備方法についても、工区分けで部分使用を認めるようなやり方ができれば若干事業期間については縮まることがあると思いますので、そのところはよくよく検討してまいりたいと思います。

それから、前段のほうに町の内部の中でも、今ほど産業振興課長答えていただきましたが、産業振興課と我々のところ、もしかするとその土地の使い方について税の話があつたりということもあるかもしれませんので、きょう議会の皆様に構想をお示しできましたし、役員とはいえ、地元行政区の方々にもまずはお話をできていますので、今後は府内の情報を一つにして臨んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ただいま心強い応援のメッセージも含めたご質問だと受けとめます、ありがとうございます。

まさに復旧・復興、目の前の復旧中心にやってきました。ようやくきょうは、こういった新たな未来志向、ことしのメッセージとしては、復興をさらに加速するということと、未来に向かって一歩進むのだというのが一つのメッセージでもあります。そういった意味で、議員おっしゃられたスピード感というのは非常に大事です。なかなか現課の課長と私の立場で違って、いろいろその辺はあるかもしれません、これ現実的な問題と我々が思う問題と。ただ、企画課長申し上げましたとおり、しっかりその辺はどう見せるか、完成までは時間かかるにしても、次こうなるよ、次こうなるよ、発表の仕方あるいは情報の提供の仕方、そういったことで期間を促進するような動きを役場全体を通して連携しながらやっていきたいというふうに思っています。

あとちょっと関連してもう一つ、私のほうから申し上げたいのですが、国との関係です。国に対しては、やはり富岡というのは中核の都市でした、双葉郡の中核都市、今工業団地がなかなかない段階で、今のうちに先手を打ってこういった事業に着手するというのが、富岡としてやるべきことだというふうに思っております。そういった意味で、一番は財源の問題と、あとは実際企業が張りつくかどうか、これはまさに以前に塩漬けの工業団地の問題があった時代がありましたが、そうなってしまっては困りますけれども、我々としては、今国家プロジェクトとしてイノベーション構想、あれは拠点

がでて終わりではないです、産業が張りつくのがゴールですので、そのフィールドをしっかりと富岡からつくっていくというのが一つあります。そういった意味では、引き続きイノベーションコストを推進することに関して、役場としても積極的にかかわってくるということです。

財源については、先ほどちょっとエコテックの関係でいろいろありましたけれども、これはエコテックがあろうがなかろうが、これだけの被災をこうむった町として、しっかりと地域振興策を求めていくことで、財源については書きぶりは先ほど申し上げたとおりです、これは単年度予算でこういう書きぶりなのですが、しっかりとこれは求めていくという覚悟は変わりありませんので、ご理解いただきたいと思います。

あともう一つ、プレイヤーの問題で、企業の進出については国との定期的な企業の誘致、企業誘致に係るテーブル、これをしっかりとセットしながら、既存の町内の業者さんの誘致ももちろん、戻ってくるというのもありますが、新たな誘致の面も含めて、しっかりとこれは国と連携をしてやっていくと、国の応援ももらいながらやっていくということありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ちょっと私から補足して説明させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。企業の進出については、今の赤木の工業団地も1社万象ホールディングスさんが進出してきますが、今すごい被災地に来ることによって優遇措置がいっぱいあるのです。そういう部分で、自分の会社の資産づくりのためにいち早く来たいという企業はいると思いますが、これ遅くなればなるほどそういうプラスメリットの部分がなくなっていますのでその辺は十分国に副町長が言うように、強く要請していただきたいと思います。

あと復興公園、交流公園ですね、最後ちょっと質問忘れたのですが、交流公園に関しては、すばらしいものをつくっていただきたいということなのですが、私非常に残念なのが、常日ごろ言っているのですが、環境省の情報発信センター、第二原発の入り口近辺にすばらしい施設ができると。あれはどうも隣町さんに気遣いをして、どうしてもあの位置だということなのですが、私はあそこにつくっては本当に意味がないと。こっちに公園つくるのであれば、やっぱり富岡独自の考えをきちっと環境省なりなんなりに言って、この公園に隣接する場所につくって初めて町民もいいし、地域の市町村もいいはずなのです。だから、その辺をどうもいろんな問題で隣町村の顔を見合いながらやっているのかなと私は不信感持つのですが、富岡独自の考えをきちっと打ち出して、環境省が向こうにつくるのならつくるで、それは町の予算ではないからしようがないですけれども、強く町としては交流公園の場所にそういうものをきちっとつくってくださいという要請は、当然私はすべきだと思うのですが、どうでしょうね。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 交流公園につきましては、せっかくこういった未来志向でつくるわけです

から、せっかくつくるのに誰も使ってもらえない、閑古鳥が鳴くようになったら困るので、とにかく魅力あるものにしたいということには変わりありません。そうした意味で、今議員さんご指摘の、例えば環境省が今計画している情報発信拠点をそこに置くことの相乗効果というのは確かにありますかと思いますが、その辺はいろいろ地域の方々、地権者の方々、いろんな関係者がいますので、その辺十分環境省とも調整をしながら、ひとつご提案としては受けとめておきますが、そういうことで対応していく。いずれにしても、魅力ある交流公園にしたいということは変わりございませんので、議員のご指摘の一つの提案というか、そういったものを踏まえまして、交流公園のあり方についてはしっかりと検討してまいります。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、「新たな「産業団地」「交流公園」構想についてを終わります。

2時25分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時14分)

---

再 開 (午後 2時24分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、「住環境回復に係る支援事業についての説明」を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、総合的な町内住環境整備の概要ということについてご説明申し上げます。説明は企画課主幹、本宮から差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） それでは、住環境回復に係る支援事業について、お手元資料の資料6-1に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。町では、現在帰還開始を見据えた町内災害公営住宅の整備を進めておりますが、自宅に帰還する方も含めた総合的な居住環境整備の必要性を認識しているところでございます。今般、居住環境の整備を総合的に進めていくに当たり、当面の対応について整理いたしましたので、この資料に基づきましてご説明のほうさせていただきます。

まず、私のほうから全体的な概要の説明をした後に、それぞれの詳細について、2期整備の概要について、あとは1期整備の入居手続について、その後自宅環境の回復の取り組みについて、それぞれ担当及び担当課よりご説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、概要についてでございます。まず、資料上段に自宅の環境回復を目指す方に対する対応を既存のもの、新規のもの、今後実施予定するものを含めて時間軸に沿って記載しております。自宅の環境回復に対する支援につきましては、左側赤の点線の枠内に記載しておりますとおり、早期帰還及び二地域居住支援の観点から、すぐには帰還できない町民の皆様も対象とすることを基本として進めたいと考えております。その上で、資料中段の灰色の枠の中に記載しましたとおり、既に国による取り組みも含めて、除草剤の配付やネズミ駆除資材の配付など幾つかの取り組みのほうを実施しております、今回これに加えまして、上段にありますとおり、自宅環境回復支援の案内、屋内清掃費用の補助、屋外害虫駆除の支援を新たに実施しまして、自宅の環境回復を促進していきたいと考えているところです。

さらには、今後空き家・空き地バンクや民間賃貸住宅の入居可能物件の情報提供など、町民の皆様が自宅以外の居住環境を整えられるような支援も行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後予定するものにつきましては、現在ほかの自治体による先行事例の情報収集も含めまして、事業化に向けた検討調整のほうを行っているところでございますので、詳細が決まり次第、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

次に、資料下段に自宅を滅失された方に対する災害公営住宅の提供について、こちらも時間軸に沿って記載しております。後ほど担当課よりもご説明がありますが、1期整備に係る入居手続のほか、既に随時ご報告させていただいておりますが、1期整備の概要、さらには、これもこの後に詳細を説明いたします2期整備の概要について整理しております。全体的な考え方としましては、町内に整備する災害公営住宅につきましては、1期整備として平成29年3月までに50戸、2期整備として30年3月までに100戸の計150戸を復興拠点である曲田地区を中心に整備いたしまして、順次入居できるよう進めたいと考えておりますとおりまして、さらに1期、2期整備の入居状況や、継続した需要調査を踏まえまして、当面でありますが、110戸程度の追加整備に必要な用地の選定及び確保を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が簡単ではございますが、居住環境整備の全体概要となります。今後町民の皆様のニーズを踏まえて、追加的に取り組むべきものについては随時検討、これに加える形で随時検討を進めてまいりたいと考えております。

からは以上でございます。この後、詳細な説明のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君）　それでは、次の資料6－2について私のほうからご説明させていただきたいと思います。

今ほど主幹からご説明ありましたとおり、災害公営住宅第1期分につきましては50戸整備するというところでございます。本日説明いたします第2期分の整備につきましては、平成30年3月の完成を

目指すというところでございまして、意向調査の結果などを踏まえて、約100戸を曲田地区と栄町の公営駐車場に整備を検討しているところでございます。両地区は、帰還促進効果が高い復興拠点地区であり、インフラが整備されており、用地の確保が見込めるというところから、現在候補地として検討しているところでございます。

住宅の形態でございますが、第1期分の続きとなる4街区、こちらを戸建てとしまして、隣の5街区、それから栄町公営駐車場、こちらのほうを集合住宅とし、一部の集合住宅につきましては入居者が互いに集えるスペース、こちらを確保するために共有スペースを設けまして、洗濯機やキッチンなどを配置するなどの検討を現在行っているところでございます。

スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、着工を来年1月、完成を30年3月を目標に、完成した住宅から順次入居ができるよう準備を進めているところでございます。

なお、2期以降の整備につきましては、追加110戸程度を想定しておりますが、1期分、それから2期の入居状況、それから毎年実施されております意向調査、こちらなどの結果を踏まえまして、適切な戸数、それから整備場所について今後精査していくものでございます。

資料6-2の災害公営住宅第2期分の整備につきましては、以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参考兼生活支援課長（林 志信君） それでは、全員協議会資料6-3についてご説明いたします。

町内の災害公営住宅につきましては、今ほどの全体概要の説明にありましたように、町内の自宅が滅失した方などを対象にいたしまして、第1期で50戸、第2期で100戸整備する計画となっております。本資料であります第1期富岡町災害公営住宅のご案内につきましては、このうち第1期分の50戸の募集案内となります。なお、この募集案内につきましては、今後広報6月号のお知らせ版と一緒に町民の方々に送付いたしまして周知するとともに、詳細な募集要項につきましては10月ごろに公表する予定となっております。

説明につきましては、住宅支援係長より行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○生活支援課住宅支援係長（中島利博君） それでは、第1期富岡町災害公営住宅の募集概要についてご説明させていただきます。

資料の6-3をごらんください。初めに、表紙の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。今回募集する住宅は、富岡町の復興拠点となります曲田地区に平成29年4月の入居開始を目指して整備する戸建て住宅50戸です。この住宅につきましては、早期の帰還の意思があるにもかかわらず、震災の影響により町内で居住していた住宅を失った方、平成29年4月以降も避難指示の継続が見込まれる帰還困難区域にお住まいだった方を対象に提供するものです。

続いて、表紙をめくっていただきまして、2ページのほうをごらんください。募集する住宅の詳細についてご説明いたします。全50戸のうち、平屋2LDKの間取りで整備する住宅が40戸、2階建て

3LDKの間取りで整備する住宅は10戸となっております。こちらの資料の裏面4ページには間取りのイメージ図を掲載してございますので、そちらを参考にしていただきたいと思います。

2ページに戻りまして、平屋40戸のうち、2戸につきましては、優先住宅と位置づけております。こちらの住宅につきましては、進入口から玄関先までをスロープで整備するほか、室内外の段差を極力抑え、扉を全て引き戸にするなど、高齢者や障がい者をお持ちの方により一層配慮して設計した住宅となっております。また、敷地面積につきましては、175から200平米程度、50から60坪程度ございますので、車2台分の駐車スペースがあるほか、外づけの物置等も設置する予定でございます。

次に、2のスケジュールについて申し上げます。今回お配りしましたこの資料は、6月17日発行予定の広報6月号お知らせ版の封書の中に同封する予定です。この予定表の一番左側から順に申し上げますと、10月上旬をめどに、より詳細な内容を記した入居募集要項を広報10月号で全世帯に配付いたします。募集要項の配付と同時に、入居申し込み受け付けを開始し、1ヶ月程度の期間を設け、11月中旬ごろで申し込みを締め切らせていただく予定です。受け付け終了後は、申込者を取りまとめまして、12月中旬ごろに公開による抽選を行います。抽選は、募集戸数に対し申し込み戸数が下回った場合でも、住宅の位置を決める抽選は行う予定であります。抽選終了後、12月中には抽選結果を各申込者に通知いたしまして、1月より入居資格の確認審査事務を行い、3月中には入居者の決定、4月中の入居開始を目指します。

続いて、3の入居申し込み要件についてご説明いたします。冒頭でも申し上げましたが、今回募集する住宅は、震災前に町内で居住していた住宅を失った方、平成29年4月以降も避難指示の解除が見込まれない帰還困難区域にお住まいだった方を対象にしており、記載のとおりの要件となります。

次に、右半分の3ページのほうをごらんください。その他、1の入居申し込み人数についてご説明いたします。今回募集する住宅は、比較的規模が大きい戸建て住宅であります。また、団地内には共用施設として集会所、遊歩道、緑地帯が整備され、これらについては基本的に入居者の皆様で管理していただくようになりますので、共益費の負担や環境維持に関する美化活動など、それ相応の負担が想定されます。このことから、今回募集する住宅は、2人以上の親族で入居する世帯に限らせていただいております。なお、ひとり暮らしで町内にできる公営住宅を希望する方につきましては、第2期分として平成30年3月までに整備する住宅をご案内いたします。

次に、(2)、申し込み時に必要な書類、(3)、入居資格の確認で提出する書類につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(4)、入居後の手続についてご説明いたします。入居許可後は、生活の本拠を町内に移していただくことになりますので、災害公営住宅地へ住民票の移動をしていただきます。また、仮設住宅借り上げ住宅、復興公営住宅に入居している方につきましては、退去の手続が済んでいるか確認させていただきます。入居後に居住実態が確認できない場合は、不正行為による入居とみなし、明け渡し

の請求を行うとともに、抽選に漏れ、次点となった方については速やかに入居のご案内をいたします。

次に、裏面4ページのほうをごらんください。家賃につきましては、入居者全員の所得や世帯の人数のほか、住宅の大きさ、立地などで決まります。家賃の目安につきましては、10月に配付予定の募集要項のほうに記載させていただきます。

最後に、6、優先入居の取り扱いについてですが、優先住宅2戸を居住の安定確保が特に必要である75歳以上の高齢者、障がいをお持ちの方、要介護認定を受けた方を含む世帯のみ申し込み可能といったしまして、ほかの住宅と重複して申し込みができるように配慮いたします。

以上で災害公営住宅入居募集スケジュール、要件についての説明を終わりますが、詳細につきましては広報10月号、10月7日発行予定でございます、こちらの封書に同封する募集要項についてお知らせいたします。

私からの説明は以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 続きまして、資料6-4によりまして、町内住宅の環境回復支援事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず、家屋清掃費用の補助ということで、長期間の避難によりまして管理ができなくなったため、汚損等の被害を受けた住宅の清掃、片づけ費用に対しまして補助金を交付するものであります。対象者につきましては、記載のとおりとなっておりますが、基本的には先ほどもありましたように、帰還の有無を問わないということで交付を予定しております。補助額につきましては、上限25万円ということで、括弧書きでありますが、改修、修繕、補修費については対象外とさせていただきたいと考えております。その他ですが、既にリフォーム等で清掃を実施している方も考えられますが、その方につきましては遡及しまして、さかのぼって交付するということで今のところ考えております。

下のほうに、参考ということで他町村の事例を載せておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、2つ目ですが、屋外害虫駆除支援としまして、現在ネズミ駆除資材、除草剤等の配付を行っておりますが、これに加えまして、敷地内の害虫駆除ということで、委託業者によります消毒の散布といったものを考えております。こちらにつきましては、町のほうが委託業者と契約をして、その業者に対して申請者の自宅に行っていただき、作業をしていただくというイメージになります。

次に、右上の3つ目ですが、生け垣等設置事業補助金ということで、これは震災前より町のほうが実施しております既存事業であります。今回東日本大震災の影響を受けまして、町内ではブロック塀の倒壊等がありまして、かなり道路のほうに傾いているようなブロックとかがかなり多くなっております。このため第一の目的としましては、危険ブロックの撤去ということを目的としておりまして、既存事業の生け垣等の補助金をあわせてPRさせていただきまして、危険ブロックの撤去を早急に実

施していきたいということで、事業のほうを計画しております。

最後、右下になりますが、これまでご説明しました各種事業です、町以外の事業につきましてもいろいろなことがありますので、そのようなものを庁内のほうで取りまとめをして、町民の方にできるだけわかりやすく情報発信をするということで、リーフレットの作成ということで事業のほうを計画しております。

私のほうからは以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入れますけれども、資料が幾つかありますので、どの資料ということをおっしゃって、それで質問していただきたいと思います。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 6—1から6—4まで一通り目通したのですけれども、その中で6—1、6—4とも合わさっているのでしょうかけれども、除草剤の配付で、まず先週の金曜日、町のほうのアトムボーイの脇に立っている施設、ある町民の人が除草剤をいただきに行った。そうしたら、従来その連休のときまでは年に3個配付しますよということで、私は3個もらってきたのですけれども、その人は先週の金曜日だか木曜日に行って1個しかもらえなかつたと、物がないのだと、6月の頭の時点で。そこの改善、どんなふうになっているのか、ます。

それと、さっき言ったように、6—1から6—4まで一通り目通したのですけれども、この災害公営住宅、29年3月までに50戸はいいのだけれども、これ解除なかつたらば住むことはできないのでしょうか、そういうこと一言も何にも6—1から6—4には文言で出ていないのだけれども、そこら辺どうなるのか。

それと、6—3の2ページの入居者の資格関係の要件に所得証明書、保証人も所得証明書、2ページのほうで、過去に町営住宅に入居していた場合、未納の家賃等がある方々とかんぬんとかとあるのだけれども、今のこの状態で、まず所得証明書取れる人は震災前と比べて随分いなくなつたと思う。だから、保証してくれる人の要件満たす人がかなり少なくなつてきてていると思うのだけれども、そこら辺の考え方もあわせて教えてください。

以上。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、1点目の除草剤の件でございますが、除草剤の配付は昨年度よりスタートいたしました。当初は町内に戻ってなかなか維持管理ができないということから、除草剤の配付ということで新規事業として上げさせていただきまして、まず1個を配るということだったのでございますが、なかなか1個では足りないということがあったことから、途中から3個、最大3個までということでやらせていただきました。本年度も引き続き3個でスタートさせていただきました。基本的には当然サロンや、あるいはいわき支所等において3個を配付するということで間に合っている状況だったのでございますが、6月上旬に足りないということがちょっとこちらのほうでも確

認とれてございませんで、まことに申しわけございません。その方の情報をちょっと確認する中で、至急残り2個、これを対応させていただきたいと思います。基本的に3個を配るということはこれまでも変わりはございません、これからも変わりございませんので、ちょっと在庫管理が不十分だったことは申しわけなかったと思います。今後そのようなことないように対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、2点目についてお答えいたします。

4月に避難指示の解除がされなかった場合の居住につきましてですが、一応解除日に合わせて入居開始日がずれ込むことになるかと思います。ただ、そのときに長期間の町内滞在を認める準備資格制度が適用されている場合には、その期間災害公営住宅に滞在できるように検討してまいります。

続いて、3点目の連帯保証人の件でございます。連帯保証人につきましては、原則1名はつけていただくということで要項に記載させていただいております。ただし、現在福島県の復興公営住宅でも同じようなことやってございますが、入居者以外で2等親以内の親族がない、または2等親以内の親族はいるけれども、高齢で施設に入っているとか、収入がない方など、連帯保証人になり得ない方しか知人に見つからないような場合には、免除の基準としてございますので、その辺につきましてはご相談いただきながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） では、保証人の件、今の答弁でいいですので、優しく応対してやってください。お願ひしておきます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） そのように保証人につきましては、弾力的な運用ができるかどうか検討してまいります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 除草剤もわかりました。早急に手配してください。

あと解除月の云々の答弁なのだけれども、ずれ込んだときに準備宿泊で対応できるかできないかとかいろいろあると思いますので、事前に100%、来年29年4月に解除ということではないのだから、ここら辺誤解しないように、目標だからあくまでも、それに伴ったスケジュールもうろもろしょっているやつが、国ないし県ないし当町ないしがその4月目安に、滞ったときは解除はできないわけだから、あり当たりの話ではなく、滑りどめはぎっちりとかけて、絶対そういう人らに迷惑かからないようにお願ひしておきます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 入居申し込みされる方に誤解を招かないような説明をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご指摘いただいたように、避難指示解除について確たるもののが現段階であるわけではないのですが、目標ということで設定はしておりまして、資料のつくり込みとしては、わざわざそこのところは書かずに、目標として設定したものに基づいて資料をつくったということで、本日はご理解をいただきたいと思います。今後の対応は、先ほど支援課長が申し上げたとおりの対応ということにしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 濟みません、6—1からまず上のほうの住宅環境回復支援案内の中で、「片付け等支援及び既存支援（補助）制度の案内」と書いてあるのですが、その下の既存制度の中で、高齢者等の住宅改修補助についてお聞きしたいのですが、これは今まで、先ほどもお聞きしたのですが、高齢者のバリアフリーとか、そういう的なものは従来どおりやっているのですが、今回こういう状況下であって、従来の家に帰るに当たって、また高齢者に対して違う補助を考えているのか、ちょっとその点を教えていただきたいと。

幾つか質問させてください。それと、6—2の高齢者のための共同住宅については、一応当初どのくらい戸数をつくるのか、それを教えていただきたい。

あと6—3の家賃についてですが、家賃は基本的に県の基準もあるかと思うのですが、今回この公営住宅については高齢者の方々については、どういう形の家賃制度を持っていきたいか、ちょっとこの3点だけ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまご質問ございました、高齢者等の住宅改修事業についてご説明申し上げます。

これは、既存の住宅で改修、バリアフリー等の改修をした場合の補助でございまして、厳密には10万円以上の工事にかかった場合、最高限度額20万円までの補助をするというような事業でございます。こちらのほうは、引き続き町内に帰ってこういった事業を展開した場合には補助を続けていくということで、従来は避難先でもやっておりましたが、町内で帰ったときもこのような事業展開した場合には実施するというふうな形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 2つ目の質問の共同住宅でございますが、こちらについてはこれから詳細な設計のほうをしようと考えておりますので、あくまで想定ではございますが、この共同住宅仕様として計画をしようとしている集合住宅1棟、ここに入居される方には全て使用できるような設計というところを目指していきたいと思います。ですので、ここに入居可能な、今のところ50戸程度というふうには想定はしておりますが、そういった方であればそういった施設を使用できる、共同住宅として活用できるというような方向で設計のほうを検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、高齢者に対する家賃の策ということで回答させていただきます。

家賃の算定につきましては、入居される方の所得、それから世帯の人数、住宅の大きさ、それから利便性と立地などで決まってまいります。高齢者の方の所得の計算のときには、家賃の計算のときには、政令月収という形でその方の所得を算出しますが、そのときに高齢者の方、70歳以上の方につきましては、扶養者がいる場合には老人扶養控除ということで、さらに10万円の控除と政令月収の計算のときにされるというふうな制度がございますが、基本的にはほかの一般の方と同じような形での家賃の算定になると思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください、思いますではなくて、なるのですね。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 済みません、失礼しました。ほかの方と同じような家賃の算定をいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、1番目の質問なのですが、一応今まで従来どおりバリアフリー等の補助出しているというのはわかるのですが、ただ一応今回5年以上たって家に帰るということになると、改修ということになると、高齢者の世帯になると少しでも外見、また家を使うに当たって使いやすいように改修したいという場合も出ていると思います。そういう場合において、できればこういう補助が使えればという期待も出てくると思うのですが、そういう面で今回今言われた、従来どおりのバリアフリー以外は出ませんということなので、それでいいのですよね。

それと、2問目なのですが、今回一応高齢者の共同住宅については50世帯というか、50戸という形あるのですが、これ人数的にどうなるか、今状況ではもしかすると高齢者が多く、帰られる方が多くなった場合、これで足らない状態もあるかと思うのですが、そういう場合何か調査をするとか、調べるとか、アンケートをとるかとかやるのかどうかをもう一度教えてください。

あと3番目の家賃については、確かに基準はそのとおりだと思うのですが、今まで避難されていて、どうしても町民に聞くと帰りたいという方が多い。確かにその中においては、昔の町営住宅において安く入っていらっしゃった方が、現状いらっしゃった方が多いと聞いております。そういう面を含めると、県の基準とか、今までの基準が合うかどうか、そういうのも検討されているのかどうか、その点をもう一度教えてください。

○議長（塚野芳美君）企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）共同住宅仕様のニーズや需要の調査の件でございます。

まず、現在においては正確にこのぐらいという数字を把握しているわけではございませんので、まずはなるべく多くの方に入れるような環境を整えるというところで、集合住宅で50戸というような規模のものを今考えているところでございます。ただ、これで終わりというわけではございませんで、引き続きこういった仕様の住宅にお住まいになりたいという方がどのぐらいいるかというのを、あわせて意向調査等を続けていって、もし不足するようなものであれば、追加的にそういったところを適地を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君）健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君）先ほどありました高齢者等の住宅改修事業につきましては、議員おっしゃっているとおりでございまして、従来あるバリアフリー事業を新たに帰還をして事業実施した場合に、この住宅改修事業の補助は使えるというふうな形のものでございます。あわせまして、高齢者につきましては、ご存じだと思いますけれども、介護保険事業の中でもこの住宅改修事業というのはございますので、抱き合させて事業展開すると合計40万円までの助成ができるというふうな形になっておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（塚野芳美君）生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君）それでは、3番目の高齢者に対する家賃の軽減策等につきましてですが、高齢者だけというふうには限りはないのですが、例えば年金だけの方とかということで所得額に換算しますと所得がないような方につきましてとか、そういった方の所得の低い方につきましては、東日本大震災特別家賃低減事業というのがございまして、10年間家賃を軽減するという制度がございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、政令月収というのを計算した結果8万円以下の方につきましてこれが適用されるという制度がございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）まず、1番目につきましては、そういう制度があるということであれば、少しは町民としても、高齢者の方たちも気持ちが落ちつくのではないかと思いますし、3番目についても、1番目、3番目はやっぱり町民にはある程度情報的に欲しい話だと思いますので、この28年、29年にかけて移動される方が多いと思いますので、やっぱり町民にはわかるように情報を流してください

さい。

2番目につきましては、これから調査、十分深く入ることはできないと思うのですが、深い調査をお願いして、どう動くのかも含めて調査をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 入居開始予定、これは先ほども12番委員のほうから質問あったのですけれども、警戒区域の解除というお話をありましたけれども、これ災害公営住宅と考え方はもとの町営住宅、そういうふうな考え方にしては、やはり国が警戒区域を解除しても、町が帰町宣言をもししていなければ、特定宿泊で住んでもいいよというような考え方もあるかもしれませんけれども、やはりフォローアップ除染とか、町がなかなかまだ線量高いから帰町宣言できませんよという状態の中で、町営住宅は住んでいいよというとちょっとアンバランスなのかなと思うのです。それで、警戒区域の解除を起点にするか、帰町宣言を起点にするか、私は帰町宣言のほうを優先させるべきかなとは思うのですが、その辺は考える余地はありますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 入居開始という観点から、入居開始のところから避難指示解除の考え方というところのご質問だったというふうに思っています。まず、基本は我々避難指示解除イコール帰町宣言、帰町するのだと、全ての人が帰町するのだというふうには考えていないところです。避難指示解除をもって、帰町・帰還ができる環境が整ったのでというのが避難指示解除だと思うのです。帰町宣言ということになれば、宣言というところについてはまだまだこの先時間がかかるというふうに思っております、避難指示解除をもって皆様個人個人のお考えで、段階的に町に戻っていただく。ある段階で、この状態であれば町として帰町宣言をしてもいいというところが見えてくるものだというふうに思っているところです。避難指示解除イコール帰町というふうな考え方には立たない、立たないという言い方も変ですが、避難指示解除をもって皆様に帰還を強制するということの考えには町は立っていないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今課長、災害公営住宅の入居開始予定日の質問なのですけれども、ですから私は、例えばいろんな事情、警戒区域の解除と帰町宣言はイコールではないと、当然そうだと思します。やっぱりフォローアップ除染とかいろんな問題ありますから、結局イコールではないのだけれども、この入居開始予定をどちらに合わせるのですかという質問なのです。先ほどから聞くと、やはり警戒区域の解除のほうに入居開始を照準を合わせているのかなと思って聞いていたものですから、私はこれ町営住宅だから、帰町宣言のほうに合わせてもいいのではないのかなという質問なのですが、

その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 7番さん、警戒区域ではないですよね、避難指示解除の話ですよね、よろしいですね。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 失礼しました。議員がご質問の中でおっしゃったとおり、避難指示解除があつて入居開始というような説明の仕方をしております。町もそういうふうに考えています。町営住宅だからというところもおっしゃいましたが、入居募集の中でも避難指示解除があつて、町に戻りたいと思われる方が募集されるというのが前提だと思っていますので、とすれば避難指示解除をもつてその後入居というふうに町は考えているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 資料の6—2のスケジュールのところにかかわってくるのですけれども、第1期工事は買い取り方式ということで進んでいるかと思うのですけれども、第2期に関しましては、まだ7月だからそんなに時間があるわけではないのですけれども、このつくる建物なのですけれども、イノベーションコスト構想の中にもC L T工法という木造の直工のやつがあるのですけれども、そういうもので、現に会津のほうでは共同住宅ができたりとかしているのですけれども、そういう新しいイノベーションコスト構想の考えも含めて、そういう建物をつくっていく考えということは念頭にあるのか、全くないのかということを教えてください。

○議長（塙野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 1期整備につきましては、スピード感を重視する観点から買い取り方式という工法のほうを選択をさせていただいたところですが、2期については、一応ここに記載のあるような、ちょっと幅のあるスケジュールではありますが、当然スピード感というのも重要な要素としてこれをすべきだとは思いますが、工法についても最初から議員おっしゃったところを排除するわけではなくて、今現時点で選択し得る工法でよりよいもの、スピード感を持ってよりよい住宅が建築できる工法のほうをあわせて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今のC L T工法というのは、イノベーションコスト構想の中の一つでもありますので、ぜひともそういうものを発信していくということも含めて、検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと今度別ですが、6—3の入居の案内の、先ほどの9番委員さんのところとの関

連になりますが、4ページ目の（5）の家賃の目安というところなのですけれども、復興公営住宅の入居をしようと思って、あのパンフレットを取った人は、この表現で家賃の目安というのはわかると思うのですけれども、やはりあれを見ていらない人が多いかと思うのです、町内に帰ろうとしている人は。そのときに、この1行で済ませるというのは非常に不安がありまして、やはり家賃どのぐらいかかるのかなというのはよく出ておりますので、ぜひとも、低所得者の減免も含めて、ある程度もうちよつとここに文章をふやしていただきたいなというふうに思うのですけれども、その考えはござりますか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） ただいまお話しいただいた件につきまして、今回は案内ということで簡単な内容になってございますが、予定表の中でも10月ごろに募集要項を送るということで、全世帯に送る予定でおりますが、この中に詳細にその辺の説明をしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 詳細のところでは詳細に出てくると思うのですけれども、やはり家賃、低所得者の人の不安が非常にあるので、低所得者の人もべらぼうに高い値段ではなくて、きちんと減免というのがありますよということも含めて、ちょっと1行ふやしたほうがいいかと思うのですけれども、それについてどうですか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 今回送る資料の中ではそれほどのスペース取れないものですから、そんな詳細には記入はできませんが、今ほどおっしゃったような内容のことを追加して入れたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 6—3の2ページの優先住宅2戸という表現があるのですが、スロープを設置するとか、引き戸に極力するとかという家のつくりがどれほど費用かかるかわからないのですけれども、やはり高齢者が多いかなという想定もしておかなくてはいけない中で、優先住宅2戸だけで足りるのかなと、どういった考え方のかなというのもお聞きしたいのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回第1期整備分50戸の設計に関しては、プロポーザル業者を選定する時点で全ての住戸、こちらのほうに高齢者に配慮するというような設計で組み込まれております。

なお、さらに特別というか、さらにプラスアルファした配慮をする、高齢者に配慮するということ

で2戸、こちらのほうをつくる予定であります。その2戸についてが記載のあるとおり、玄関からスロープがあつたり、それから廊下が若干広かつたり、それから動線、トイレと寝室、ダイニング、こちらの動線が直線で結ばれるような、そんな間取りの配慮をするというような住宅を2戸という形になつております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 全体的に昔というか、今バリアフリーがしてあるので、そんなに極端なあれはないのでしょうかけれども、優先住宅という、もっとさらに住みやすいというか、これは多分普通の人が住んでも住みやすい住宅なのかなというふうに思うので、もう少し要は例えば40戸のうち20戸ぐらい、そういう住宅でもいいのかなというようなところもちょっと私思うのですが、そのあたり今から変更できるかできないかも含め、ご検討いただけるのかどうかちょっと教えていただけますか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在2戸、優先住宅ということで設計させていただいておりまして、これを今ふやすということは現実ちょっと工程間に合わないというところでございますので、次回の2期分、こちらのほうにつきまして、数多くこの住宅が設置できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。今回厳しいというところですので、これも入った方とか要望などがあればふやしていただく、2期分ですね、ぜひご検討して、そういう形で対応いただけるように要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） この災害公営住宅においては、29年7月の帰還目標に向かって非常にいい構想ということで、立地的にも最高な立地場所で、私も非常に賛成している者の一人として、今回29年4月に向けては50戸、その後において30年3月末、4月入居にかけて100戸ですか、整備するということですが、この最初の50戸を見ると、非常にいろいろこの資料、6-2の最初の戸数、遅くとも帰還は1年後の29年3月、150戸を整備すると、30年3月ですね。これの下の注意書きなのですが、災害公営住宅への入居希望72人、帰還困難区域内自宅への帰還意向81人、合計153人の意向調査ということで、これは27年意向調査になっているのですが、当然災害公営住宅入居希望というのが72人、これ以上私はいると想定しているのですが、はるかに100人近くはいるのではないかなど、この1期募集でです。ましてこの帰還困難自宅への帰還意向81人の中にも相当数含まれていると思うのです、入居希望はいると思うのです。とにかく帰還困難区域において、自宅がまだ新しいから、ただ入居がで

きないと。帰還できるまでの間、町営住宅に入居したいという方が結構いると思うのです、こういう方が。ということは、当然ここで抽選が起こるのです、起こるから、私はこの後の2期の整備をもうちょっと早く進められないのかという感じがするのですが、1年後に、年度年度で決められているのか、この計画は。半年でも早く計画を促進できないものかどうか、この1点と、それともう一点は、単純な、素朴な質問で甚だ申しわけないのですが、この1ページの6-1なのですが、右側の下の2期整備100戸程度、順次30年3月完成予定ということで、1として戸建て15戸、場所は第1期整備地の東側、2の集合、高齢者等共同住宅仕様50戸程度ということが記載されているのですが、この共同住宅仕様、これ戸建ての共同住宅仕様なのか、バリアフリーとか、そういうあれの仕様を変えておるのか、それとも簡単な共同住宅の中の戸建て50戸なのか、これはっきりその辺は、その後の図面を見ても、6-3の図面を見ても、そこまでわからないのです。だから、その辺の説明はちょっと説明願いたいと思うのですが、この2点。

○議長（塙野芳美君）企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）1点目の可能な限り早く建設というところでございます。一つ資料で、2期分については平成30年3月というようなことも入っておりますが、資料6-2の4ですね、スケジュールという、右側の四角の中にスケジュールで、平成29年12月から30年3月末の間に順次できたものから入居いただくということで、今計画はしているというところはまずひとつご理解をいただきたい。それを踏まえてです、29年12月でも、まだまだもっと前倒しできないか、早くできないかというようなことについては、我々29年12月というのは、これから設計、それから用地の取得、建設というところ、標準作業の中でちょっと見積もっているものですから、29年12月というようなところでご提示させていただきましたが、事業を進める中で、議員おっしゃるとおりのことも十分理解しますので、なるべく早く入居が可能となるように事業を進めてまいりたいと思います。今のところは申しわけございません、29年の12月から30年3月順次入居というところで、本日はご理解をいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）共同住宅につきましては、戸建てのというところではなくて、まず集合住宅で50部屋ある、そういう建物の中に共同で利用できるスペースであったり、単身高齢者の方でも安心して生活を送れるような共有スペースであったり、食堂であったり、あとは洗濯する場所だったり、そういった共同で使えるような施設を設置する、といった共同住宅というようなところを今考えているところでございます。

○議長（塙野芳美君）11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君）ありがとうございます。できるだけ1番目の平成29年12月竣工、順次引き渡しというところをもうちょっと前倒しして、恐らくこの用地取得、調査設計においては、用地取得もさほど難しいところはないのではないかなどというふうに推測するのですが、その辺も考慮に入れなが

らです、隨時着工を早めていただきたいということを要望しておきます。

それと、2番目の集合住宅について、確かに私も大体想像するのですが、1戸か2戸かわからないのですが、その中にいろいろ共同スペースを設けて、寝室は別にして、簡単に言うと、老人用グループホーム的な住宅なのかなという感じもしないわけではないのですが、これから具体的に進めていく中で、それがわかり次第、その辺も説明願いたいと思いますが、要望しておきます。

○議長（塚野芳美君）企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君）この共同住宅というところについては、グループホーム的なものではなくて、普通の民間のアパート、そういったアパートのような、例えば1階に共有スペースが配置されているような、そういうような住宅のほうを今考えているところでございます。ですので、そういった構想をもとに、これから詳細のところを詰めてまいりたいと思います。詳細決まりましたら、また隨時ご報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君）11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君）ありがとうございます。ということは、アパートみたいな形式の中に共同的なスペース、食堂とかトイレとか、洗面所とかいろいろあって、その棟数は、例えばその敷地の構成によって何棟かに分かれるということですね、それを例えば何かでつなぐとか廊下で、つなぐ、つながない、あくまでもアパート形式みたいな中に全てつくる……

○議長（塚野芳美君）町長。

○町長（宮本皓一君）これについては、共同住宅の3階建てなり、4階建てのものができるときに、1階のスペースはこういう人たちに使い勝手のいいものを提供しようというような考え方で、それで共有スペースがあったり、食堂があったりということで考えているところでございます。

○11番（黒澤英男君）了解しました。

終わります。

○議長（塚野芳美君）13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）長屋形式の建物をつくって、その中に共有スペースとして食堂とか、例えば洗濯室とか浴槽とかつくるとすれば、各戸にはそういうものはつかないという理解でいいのですね。各戸にそういうものがつかないとすれば、グループホームと同じようなものになるし、つくのであれば、懇談室とか、その程度のもので十分なのかなと思うのです。ちょっとお茶なんか飲める程度の談話室があればいいと思うのです、その辺。

あと先ほど7番さんの議論の中で、避難解除と帰町宣言はリンクしないということだったと思うのだけれども、この町営住宅に関して、29年4月1日から入れるようになりますので、入りたい人は避難解除、国で避難解除するであろう3月いっぱいですので、4月からは入れるようにしたいという気持ちはわかるのですが、避難解除と帰町宣言は、私はリンクするものと思って今まで考えてきたのですが、その辺いつから変わってきたのですか。

あと6-1の「民間の賃貸住宅入居可能物件の情報提供」となっているのですが、曲田なら曲田のアパートとか、そういうところの情報提供をしていただけるのだと思うのですが、なかなか情報提供していただいただけでは、賃貸のほうの家賃の差額が大きいです、かなりやっぱり厳しいのかなと。当座富岡町に戻るという方たちは、収入のない人が多いのかなと思うのです。高齢者、当然収入ないし。そうした場合にやっぱり町が、要は高齢者で収入のない人がこの災害公営住宅に入るとすれば、町営住宅で考えれば5,000円とか1万円、今の災害公営住宅だと大体最低9,000円くらいで入っているのかなと思うのです。それに対しての差額分はある程度、6ヶ月とか12ヶ月町で補助しますよとかというふうな方向づけにしていかないと、幾ら物件的に情報をもらっても難しいのかなと。若い人は、物件の情報をもらわなくとも、自分でもインターネットでも何でも探しますから、その辺をぜひ検討していただきたいと。

あとは、どうも私、拒否反応起こすのですが、クリーニングのほうもなのですが、困難区域除いてあるのですよね。ただ、やる人は私はいないと思うのですが、いないところわざわざ文言で除く必要ないのかなと。やっても別に構わないわけですから、その辺の考え方。

あとは、生け垣の設置もそうなのですが、やる人はいないと思うのですが、何で除くのかなと思うのです。やってはいけないという何物もないわけですから。

あと、公営住宅に入るのに1人では無理なのですね、これ。3ページの一番上、入居人数についてと。1世帯2人以上の親族となっていますから、ひとり暮らしだと無理な文言になってきますよね。ひとり暮らしの人も大分私はいると思うのです。ただ、息子、娘さんの住所を借りてこっちに持ってくるとか、いろいろ方法はあるとは思うのですが、それまでやらなくても、ひとり暮らしであったとすれば、それは可能にしていかないとちょっとおかしいのではないかなと思います。

今回の震災の津波被害でも、一番最初の震災の災害交付金ですか、ひとり暮らしの人は75万円だったのですね、津波でうちをなくした人。ひとり暮らしでうちをなくして75万円というのは、私理解できない、それと同じような状況なのかなと思うのです。2人暮らしであれば150万円いただけたものが、ひとり暮らしだと75万円。この文言も、やっぱり1人では、では公営住宅借りられないよというふうになってしまいますので、この辺の文言は変えていただきたいと。

あとです、住民票の移動等もありますが、災害公営住宅地への住民票の移動となっていますが、これは同じ町民の方、住民票を富岡町内から移動していない方が、例えば小良ヶ浜の人が借りるとすれば、住所はここに持ってきてくださいよということだと思うのですが、この辺もちょっと違和感が出てくるのではないかなと思うのです。100%持ってきてなさいよということはする必要ないのではないかと思うのですが、その辺の考え方。そんなところです、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段で避難指示解除、それから帰町宣言というお話をございました。申しわけございません、帰町宣言ということについては、町でこの状態で宣言するとか、帰町宣言をこ

う捉えるという定義をまだしておりませんし、というところはご理解いただきたい。避難指示解除は帰還開始ができる状態になりましたということというふうに捉えます。ごめんなさい、帰町宣言という話になれば、捉え方として皆さん一緒に何だかんだ帰ってくださいねというようにとられるので、そこと避難指示解除はリンクしないというふうに申し上げたつもりでございます。避難指示解除は、帰還開始が可能となる状態ということというふうに私ども捉えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 民間賃貸住宅の活用の件についてですが、民間賃貸住宅の活用をどういうふうにしていくかということの検討の中でも、議員ご指摘いただいたようなところも十分認識はしているところでございますが、当然その制度設計を行うに当たって、財源の確保であったり、あとは公平性であったり、その制度設計、やはりもうちょっと時間をかけて詰めなければならぬ部分がありますので、まずはできるところから、情報提供というところから不動産を管理する事業者さんだったり、オーナーさんだったり、そういう方々にちょっとお声掛けをさせていただきながら、できるところから進めていかせていただいて、それであわせて町としてできるかどうかも含めてです、ちょっと制度設計のほうを引き続き検討のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 一番初めにご質問のありました共同スペース、こちらのほうの考え方でございます。

表現のほう、記載の内容わかりづらくて大変申しわけございませんでした。今こちらのほうで考えております共同スペース、町長おっしゃったとおり、集合住宅の1階、こちらを居室、部屋ではなくて、全て共同スペースのようなスペースを設けてです、洗濯機、それからキッチン、それから交流できるようなちょっと大き目なテーブルなどを置くような考え方でいます。2階以降の各部屋につきましては、洗濯機、冷蔵庫、お風呂を全て普通のとおり配置させていただきたいと思います。1階のほうでは、例えば乾燥機等も下に設置するようなことを工夫させていただいて、梅雨時皆様がそこで洗濯しながら、乾燥機をかけながらいろんな話を聞いていただくというような交流スペースにできるような形がとれればいいかなというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 補佐、ちょっとお待ちください。聞いているのは、ですから1階の、共同住宅の場合に共同スペースの部分はいいけれども、各部屋にはキッチンとか、そのほか……

〔「今つけると言いました」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、それは2階以上と言ったのですよ、今。ちょっともう一回。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 大変失礼しました。

普通の部屋におきましても、普通のうちの機能と同じく、全てのキッチン、それから洗濯機を置く

スペースはつける予定でございます。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、クリーニング、その他について、現在のところ帰還困難区域を除くとしていることについては、基本は困難区域が、例えば居住制限区域、準備区域のように、制限なしに立ち入ることが可能になった段階では、当然対象になるというふうには考えております。ただし、現在のところ事業者、事業者も含め、本人も、困難区域内の住民も含め、許可がなければ立ち入れない状況でございますし、それから屋内清掃に先駆けて、実は除染ということも必要、屋外除染も必要ということでございますので、まずは屋外除染がされて、その後屋内の清掃というふうに考えるべきだろうということで、まずは困難区域については当面除かせていただいているといったところでございます。

○議長（塙野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今のに関連しますが、「帰還困難区域を除く」という表現、これ一言でこう書いていますが、ここについてはちょっと検討させてください。これは、以前にも帰還困難区域の住民が阻害されていると、そういう感が否めないというご指摘いただいたおりました。この資料、私どもでちょっと作成しましたが、この言い方はちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お1人で暮らしている方がなぜ申し込めないのかというふうなご質問についてお答えさせていただきます。

今回ご案内する災害公営住宅につきましては、幅広い世代の方が生活することを想定しており、複数で構成されるご家族が生活できるようになっております。また、団地内には遊歩道や集会所、緑地帯などの共用施設もございまして、これらの災害公営住宅の敷地内にあります共用部分につきましては、原則入居者の方々で管理していただくようになりますので、良好な住環境を維持していく上で、入居者の方々に相応の負担が発生してまいります。これらを考慮いたしまして、2人以上の申し込みということでお願いしてございます。

なお、お1人の方につきましては、2期以降につきまして整備される集合住宅のほうで入居可能となりますので、そちらのほうでご案内してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 先ほど帰還困難区域の方については、災害公営住宅に入ったときに住民票まで移すのはどうなのかというようなお話をお答えしたいと思います。

まず、民法上住所というものにつきましては、生活の根拠があるところということに決まっております。ご存じのとおり、住民票というのは生活の根拠があるところに置くということも法律上で決ま

っております。現在私ども富岡町につきましては、避難区域ということで災害特例法とかもありますて、今住民票を残したまま他市町村で生活できるというところですが、できれば避難解除になった際には、または災害公営住宅をつくった際には、完全ではないものの、少しづつ震災前の行政の仕組みに戻せればいいなというふうには感じております。

今回の災害公営住宅の入居の条件としましては、3.11時点で住民票があった方については申し込みができることになっています、イコール転出した方も同じなのです。なので転出した方については、ぜひ災害公営住宅に入ったときには住民票は富岡に、同じような考え方で、困難区域にいた方についても、災害公営住宅にお住まいになるときは一度こちらに住所を移していただいて、困難区域が解除になって自分のご自宅等に戻れるときには、再度転居という形をとっていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の住所の件から言いますが、困難区域は例えで言った話で、困難区域でなくとも住所を持ってくるまでもないだろうということ、住民票はもちろん富岡です、その辺を考えください。

あと避難解除と帰町宣言がリンクしないという、私ちょっと理屈わからないのですが、確かに今の富岡町の復興状況を見ますと、29年4月には復興できるような状況になりますから、国は避難解除しますよと多分言ってくるのかなと思うのですが、そこで帰町宣言とリンクしているがために、そこでいろんな駆け引きが出てくるのかなと、私はそういう考え方でいたのです。リンクしないというのは、私きょう初めて頭の中に入ったことなのですが、当然やっぱりいろんなマイナス面もありますから、そうやってリンクしないで、避難解除はしましたから、帰りたい人どうぞ、自由に帰ってくださいという話では私はないと思うのです。その辺はここでは答え出ないでしょうから、今から詰めていかなくてはならない問題なのかなと思うのですが、国が解除するといった場合には、ではどうぞ解除は自由ですからしてくださいというおつもりなのですか、町は。そこで駆け引きになって、帰町宣言してからみんなで帰りましょうと。帰りましょうと言ったからって、帰らない人は別に構わないわけですから、私はそういう考えでいたつもりなのですが。

あとは困難区域を除くとなっている部分に関しては、もう一回検討、あらゆる角度から検討するということで理解はいたします。

あと家賃の問題、家賃の問題も、やっぱり民間賃貸住宅入居可能物件の情報提供まで入っていくとすれば、その補助の問題もきっと確立してもらわないと、入る意味がないと思うのです。本来町民と町との情報共有、あとまた第三者機関、不動産なり何なりを入れてのマッチングなどしていただいて、家賃の補助なんかしてもらえれば一番ありがたい話なのですが、その辺も十分検討していただきたいと。

あとは、公営住宅の入居で、2期分から入れるから1期分は1人は排除してもいいでしょうと、そんな理論どこにあるのですか、同じ町民なのに。それはおかしいでしょう、確かに2人家族で入れば50戸、100人戻ります。1人世帯が50戸入れば50人、町としても本当に考えるべき問題かもしれないですけれども、2期目から入れるから1期目は勘弁してくださいなんて、そんな法律はどこにもないですよ。同じ税金を投入してやるのに。ふだんであれば、それはそれで通る話かもしれないですけれども、この事例は例にない事例ですので、逆に言ったらひとり暮らしのほうが早く帰りたいと思っている人私は多いと思います。それを全部排除するのですか、その辺の考え方、私は理解できません。どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほどもお答え申し上げましたが、申しわけございません、今質問いただいた議員さんからも、前段でご質問いただいた議員さんからも、「帰町宣言」という言葉が出ました。済みません、前段できっちりお話をしなければならなかつたのでしょうか、町としてどの状態で帰町宣言、何をもって帰町宣言、帰町宣言とは何ぞやというところについては、まだ我々固まつものがないということをお話ししました。避難指示解除と帰町がリンクしないということでもなくて、例えば私のイメージの中で帰町宣言というところとは違うという、あとは復興計画の中でも多様な選択肢、それから一人一人のお考えを尊重しますと言っている中で、避難指示解除をもって皆さんすべからく帰りましょうねということを町が言える状態にはないので、避難指示解除イコール帰還開始ができる状態になったというふうに捉えていますというふうに申し上げたつもりでございます。言いかけをしているように聞こえるかもしれません、先ほども言葉足らずで大変申しわけございませんでした。そのようなことだというふうに現在捉えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 今の件に関連するのですけれども、避難指示が解除、国があれしたらば黙つてそのまま受けるのかというような質問も入っていましたので、それは。

町長。

○町長（宮本皓一君） 避難指示解除等々については、実際に町としては早ければ29年4月という目標を立てて、それで目標があるがゆえに、今診療所であったり、複合商業施設であったり、それからこのような第1期分の災害公営住宅であったりということで、今日に見える形で進んでいるところはご承知のとおりだと思います。ただ、29年4月の期日ありきだということを私は決して言っています。我々避難しているのは、何といっても放射線が怖くて避難したわけですから、その放射線量の低減というのが一番の条件になると思います。そういう意味では、今フォローアップ除染をやっています。このフォローアップ除染が9月をめどに1回目は終わりますよというような話も聞いていますから、これが9月に終わって、本当に安心して住める状態になっているのかということも、また検証しなくてはいけませんし、それらが当然まだまだということであれば継続して、そしてそのときにおお

よそ帰れる見込みがありますねということであれば、国の避難指示解除というものは受けられるのだと思います。

そういう意味では、決して避難指示解除があったから、今度は私が帰還宣言を出すというものではないというふうに私も考えておりますので、この辺については、これからも帰還宣言というものはどういうものかというものを私としてもいろいろと、今解除になった町村もありますから、勉強させていただきますし、それから皆さんとともに議論を重ねていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課主幹。

○主幹兼企画課長補佐（本宮幸治君） 民間賃貸住宅の活用につきましては、議員のご指摘受けとめまして、ちょっとより実現性のある調整、取り組みになれるように調整のほう引き続きちょっと図つてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 1人世帯はどうしても1期分ではだめなのかということに対しての説明を求めています。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私、役場内の議論があつてちょっとご説明させて、結論については、今主幹が述べましたので、一旦引き取るということですので、結果はちょっと議員おっしゃるようになるかどうか、あるいはその折衷案で何か策があるかは検討します、これは結論です。ただ、議論過程です。私も1人を排除していることについてが、一番実は議論になるのではないかと思います。私もいろんなこれまで2年半、おじいちゃん、おばあちゃん話してて、何で県の災害に入らない、公営住宅入らない、いや、富岡にできるのを待っている、それは確かに単身の高齢者が多いような状況だというような受けとめはしています。さんざんそれは役場内でも議論しましたが、今きょうご提示した段階での整理は、繰り返しになりますが、まず曲田という拠点にぎわいを出すということであつたり、あとは比較的やっぱり広うございます、3LDKもあるし、2LDKもかなり広うございますので、そこの有効活用という意味では、なるべく多くの人がいいかなと。

3番目は、補足的なものですが、共用スペース等々ありますので、例えば介護を要する方がお1人というのは多分ないと思うのですが、ある程度お元気な方でないとなかなかというところもありますので、高齢者、先ほどいった2期以降に用意していますので、それをセットで説明することによって、1期目は2人以上ということでいけないかということでご提案しました。ただ、今回の提案が、さんざん議論の末での我々の結論ですが、おっしゃることは当然状況としてはあり得ると思いますので、先ほど申し上げましたように、一旦どういう形が適当かというのは、これは今回のお知らせ版に入れるような形です。ただ、これ一番重要な案件なので、一旦引き取らせて、それまでに、時間余りないですが、検討して、判断して、いろいろ調整をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。もちろんの問題ありますが、その辺もう一度ちょっと十分検討していただければありがたいと思います。

あと帰町宣言と避難解除なのですが、まさに町長の言うとおりなのかなと思うのです。ただ、避難解除に関しては、国はもう当初から6年という数字は頭に入れていたと思うのです。私たちもそういう6年ということは頭の中にもしっかりと入っていますし、ただ6年で放射線の低減が見られない、帰れるほどの数字に戻らないというのは、国の責任だと思うのです。除染をしっかりやらないからこういう状況が起きていると。ホットスポットの除染、9月まであらかた終わらせるといつても、まだまだ無理な状況なのかなと思うのです。そういう状況下の中で来年4月に、例えば放射線量の問題だって、我々は1ミリに近づけてくれと。では、1ミリ以内は無理だから、では何ぼなのだと言っても、数字は全然出てこない。国が言っているのは20だと、20ならあしたにでも避難解除してもいい数字になっているのですよ、もう。その狭間にあって、我々から町執行部が一番苦労している点だと思うのですが、そういう部分、我々の理解できる数字まで下がってこないうちに避難解除したら、では自由に町民戻りたい人は戻って生活してくださいという話になってしまいますよね。そこで町民の安全を守るために、町は町民は戻ってはいけませんからねと、そこで抑えておくのが避難解除までの時期だと思うのです。それ自由に帰すよなんていうことは、私はあり得ないと思うのですが、私はもう当初からそういう理解しているのです。だから、29年4月に避難解除の話を出してくるとすれば、我々が言っているような放射能の低減に持つていってもらいたいと、もう少ししっかりした除染をやってもらいたいと私は思っています。この場では答え出ないと想いますので、私はそういう考え方でありますので、リンクしないという考え方には絶対理解できません。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほどもお話ししたのですが、帰町宣言というものは、私がでは町のトップとして帰町宣言を出せば、全ての人が帰るということではないと思います。そういう意味では、国がおおよその目安を持って解除しますよというものを、私たちがそれをよしとするか、まだまだ早いというふうに判断するかのことだと思います。これ決して帰町宣言と、議員は必ずリンクしなくてはいけないというふうに考えているみたいですが、これはおおよその人がリンクするというふうには考えていないと思います。そういう意味では、これから帰町宣言というものが、先ほどもお話ししましたが、皆さんと一緒に議論を重ねていきたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件6、住環境回復に係る支援事業についてを終わります。

4時5分まで休憩いたします。

休 議 (午後 3時54分)

---

再 開 (午後 4時04分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件7、富岡町地域防災計画の改訂（素案）についての説明を安全対策課長より求めますが、大分以前に資料を渡してありますので、各議員はそれぞれに中身を確認はしていると思いますので、できるだけ要約して説明をお願いいたします。

安全対策課長。

○参考兼安全対策課長（渡辺弘道君） それでは、着座により説明させていただきます。

町の防災計画は、議案案件でありまして、9月議会で上程を予定しております。本日は、改訂の素案ができましたので、議員の皆様へ説明させていただきます。

今後につきましては、本日の審議内容や今月下旬予定のパブリックコメント募集、各課ヒアリング等を行い、さらに精査、修正したものを9月議会に提出させていただく予定です。

なお、説明に受託者、株式会社社会安全研究所を同席いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、防災計画（素案）について担当より説明いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長補佐。

○安全対策課長補佐兼消防交通係長（飯塚裕之君） それでは、防災計画改訂（素案）についてご説明いたします。

なお、本日の説明につきましては、改訂のポイントにより説明させていただきたいと思います。

早速入ります。改訂のポイント1、改訂の背景と目的。現行の本町の防災計画は、平成19年度に改訂されたものであります。これまでの間、東日本大震災や全国各地での甚大な自然災害が発生しました。国ではこれらを踏まえ、災害対策基本法の見直しを行ったり、新たな指針などを策定しております。今回は、これらの改正や県の防災計画との整合、経験した大震災を教訓とし、地域の防災対策を一層推進することを目的に、町地域防災計画の改訂を行うものであります。

主な見直しの内容、①、災害応急活動体制の強化でございます。東日本大震災時には、発生直後に災対本部を設置し、情報の収集、被害状況の把握、避難誘導、避難所の設営等を行いましたが、災対本部を設置した役場自体が損傷し、隣の建物に本部を移すなど、現場に混乱が生じました。改めて迅速、的確な初動態勢の重要性と、備えが不十分であったと認識するところです。

このことから、下の枠組みのような見直しをしたところです。災対本部の各部署の事務分掌の見直しを行ったこと、本計画とは別に、具体的の職員初動対応マニュアルや業務継続計画の策定を推進したこと。本部機能の維持強化では、代替機能の活用を検討すること、資機材・物資・電源・燃料等の配備を促進し、機能維持の多重化を図ることとしたものであります。

②、情報収集・共有機能の強化及び多様な情報伝達・広報の仕組みづくりでございます。発生当時情報の収集や伝達は行っておりましたが、十分な活用、周知を行うべく、枠内のような強化、仕組みづくりを掲げるものであります。

情報収集、機能強化では、近隣市町村との情報交換方策を検討していくこと。正確かつ効果的な情報共有ができるよう、地理情報や時系列表の共有システム導入などを検討していくこと。海面カメラ等の映像情報の活用を行うこと。

なお、海面監視カメラにつきましては、ただいま着手しております防災行政無線のデジタル化改修工事にあわせて行っているものでございます。

続きまして、多様な情報伝達・広報の仕組みづくりでありますが、中ほつの1番目と3番目にありますように、広報体制の強化として、情報機器に頼らない広報手段の活用を掲げたところです。また、相反するところでございますが、公設Wi-Fiの導入を検討するなど、あらゆる世代、外国人等も考慮した仕組みづくりを行っていくとするものです。

③、実効性のある避難システムの構築。避難につきましては、災対基本法において指定緊急避難場所の規定を設けたり、空振りを恐れず、避難勧告を出す、そのことを意識づけたり、最重要視しているところです。また、要配慮者の避難行動支援や、避難所の環境改善などの強化も掲げております。

次ページの枠内をごらんください。丸の1つ目、指定緊急避難場所の指定が新たに義務づけられました。指定については、災害の種類ごとにあらかじめ指定することとなっており、的確な避難が求められているところです。

次に、避難勧告等の発令基準です。こちらについては、空振りを恐れずとしながらも、その判断が難しいことから、わすりやすい指標を用いた具体的な判断基準を災害の種類ごとに作成することとなっており、国によるガイドラインにのっとったものとしております。

丸の4つ目には、屋内待避指示を明文化する旨の新しい項目です。こちらについても計画内に盛り込んだ内容としております。

続いて、要支援者の名簿作成ですが、こちらも新たに義務づけられたもので、計画上も明記したものであり、今後の具体的な運用に向け、検討を進めてまいります。

下の枠内をごらんください。避難所の良好な環境づくりに関しては、今回のような長期避難になることへも対応すべく、従来の設備に加え、プライバシーの確保や交流場所の設置などを行い、避難所運営について設備、環境面の充実を図る内容としております。

4番です。被災者保護対策の改善。こちらについても、当町が実際に苦慮した事案がありました。安否情報の提供や罹災証明の適切で速やかな発行についてであります。これらは下の枠内のとおり、法改正もあり、計画上に明記するものとなりました。

まず、安否情報の提供でありますが、情報提供はできるものの、範囲を定めることで個人情報保護を担保しつつ、速やかな情報提供体制を整えたものであります。

罹災証明の交付についても、新たに義務づけされたことから、その速やかな発行を行うための平常時からの職員育成や、関係団体との連携確保に努めることなどを盛り込んでおります。

⑤番、こちらは後ほど原子力事故対策係長より説明いたしますので、6番に参ります。「減災」の視点を取り入れた災害に強いまちづくり。こちらについては、これまでの各種災害対策に大震災の経験を踏まえた内容、法整備の内容を反映したものとなっております。丸の1つ目については、災害に強い格子状の避難路、緊急輸送路等を整備するため、国道114号、288号、県道小野富岡線などの改良促進を目指すこととしました。土地災害危険区域等における移転対策の促進や、危険空き家への対策については、特措法などを踏まえ、計画上に盛り込んだものとなっております。

7番です。災害教訓の伝承、町民の防災力向上。災害教訓の伝承については、東日本大震災の記録誌が作成されたり、町の災害復興計画において災害経験を発信するアーカイブ施設の設置が検討されるなど、既に取り組みが進められておりますが、今後は一般地域住民、児童生徒、民間事業者、防災関係機関職員など、対象者に応じた防災教育や訓練の実施を推進し、町民の防災力向上を図ることを明記したものであり、下記の内容となっております。

8番、段階的な帰町への対応。平成29年4月の帰町を目指すところですが、実際の帰町は段階的になることが見込まれています。このことを念頭に、枠内にあるような内容を掲げました。消防団の再構築ですが、地域防災の中核となる消防団においても避難をしており、町民や消防団員の帰町状況に応じ、再構築を図っていくものです。また、消防団の装備の基準も改正されており、必要な装備等の整備についても明記したところです。

避難指示区域における防火対策については、指示区域が存在する間の防火、防犯対策を明記したものです。

地区防災計画の位置づけは、地区、町でいうと行政区ですね、行政区ごとの防災計画を町防災計画に定めることができるとの法改正を明記したものとなっております。

その他でございます。その他といたしまして、災対基本法の改正及び県防災計画に従い、基本理念を明記したところです。

気象業務法の反映につきましては、皆様ご承知の特別警報を災害情報及び配備基準の中に盛り込んだものとなっております。

引き続き、5番について遠藤よりご説明申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） では、引き続き私のほうから原子力対策編についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、こちらに書いてあるとおり全面修正となることから、特段新旧対照表はございません。原子力対策編につきましても、一般災害対策編と同様、国、県の上位計画に基づくものでございまして、これらに加え、原子力規制委員会による原子力対策指針を遵守したものとなってお

ります。

では初めに、原子力災害対策指針改正への対応をご説明いたします。原子力災害の発生を想定しまして、住民等に対する被曝の防護措置を短期的で効率的に行うため、重点的な対策を講じる区域を重点区域といい、その区域の範囲については、放射性物質が放出される前の予防的防護措置を実施する区域を原子力施設からおおむね半径5キロ以内の区域についてP A Zといい、放射性物質が放出された後の放射性被曝による確定的影響を最小限に抑えるため、屋内待機を実施するなどの緊急的防護措置を準備する区域として、原子力施設からおおむね半径30キロ以内の区域をU P Zといいます。これに加え、現在私たちが置かれている避難指示区域の3つが設定されております。

現在当町におきましては、さきの説明のとおり3つの区域が該当しておりますが、福島第一、第二におきまして、それぞれ防護措置が異なることにつきましては、町民の理解が複雑になることから、このことなどを考慮しまして、また避難指示解除後の防護措置について、市町村の意向により定めることができることから、当町におきましては避難指示区域及び予防的防護措置を実施する区域（P A Z）の2つの防護措置を講じることとさせていただいております。

次に、原子力災害時の初動体制強化についてですが、複合災害時における災害対策本部の事務分掌に原子力災害時対応を追加し、原子力災害時において町独自に継続的に専門家からの意見を聴取できる体制を構築することと明記しております。専門家につきましては、福島県等が主催する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会に出席されている専門員の方々を想定しております、福島県等の助言をいただきながら、今後検討してまいりたいと思っております。

次の安定ヨウ素剤の取り扱いについてですが、指針においては事前に住民に対し、安定ヨウ素剤を配付することができる体制を整備する必要があると記載がありますが、原子力規制委員会の評価によりますと、現在福島第一原子力発電所においては、放射性ヨウ素がほとんど残存しておらず、福島第二原子力発電所においても、安定した冷温停止状況が3年以上継続されていることから、ほとんど残存していないという見解が示されております。また、現在も全町避難が続いていることから、各戸配付が極めて困難な状況にあり、このことから事前配付ではなく、備蓄対応とし、必要に応じて速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるような状況にしたいと考えております。

次の原子力災害に関する教員教育・研修等についてですが、応急対策全般への対応力を高め、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国等が防災業務関係者に向けて実施する原子力災害に関する研修等の積極的な活用推進をすることにより、人材育成に努めることとしております。また、本計画に定める応急対策を迅速かつ確実に実施するため、手順等を定めた行動マニュアルを整備するものとしております。

次に、原子力災害時広域避難への備えについてですが、福島県が策定した福島県原子力災害広域避難計画を踏まえ、富岡町原子力災害広域避難計画を別途作成することといたします。富岡町原子力災害広域避難計画は、原子力災害編及び福島県原子力災害広域避難計画に基づき、福島第一、第二発電

所において、新たな原子力災害の発生、もしくは発生するおそれがある場合において、町外への広域避難等の応急対策が迅速に実施できるよう必要な事項を定めたものでありますので、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。

ここでは、被曝を避けるため、住民がとるべき主な行動を初めとし、原子力施設において異常事態が発生した場合における緊急時活動レベル並びに原子力の状態に応じた避難等について記載がしております。本町における広域避難先については、福島県原子力災害広域避難計画において郡山市となつており、福島県との調整のもと、各行政区における郡山市内避難先が広域避難計画の12ページから13ページのとおりに指定をされております。また、避難の実施手順や広域避難する際の留意事項、主な広域避難ルートやスクリーニングの候補施設一覧などが記載しております。今後の検討といたしましては、郡山市内で速やかな誘導を行うため、事前に住民が集まれる中継避難所の設置と運営に関し、避難先市町村、郡山市との協議、行政機能の移転時の代替施設の選定、町民等への広域避難計画の啓発などについて進めていくものでございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今避難先、郡山という話出たのですけれども、富岡で、例えば原子力災害とか自然災害あった場合に、今回の原発事故で川内街道とか、結構渋滞で交通のアクセス、高速道路の例えばこれから2車線化とか、浜街道とか6号線とかいろいろ考えたときに、いわきのほうがいいのかなと思うのだけれども、いわきはその避難先の中に、郡山よりも利便性というか、いわきの選択肢はないですか。

○議長（塙野芳美君） 安全対策係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） これにつきましては、一応我が町の人口自体を以前1万6,000人程度の人数ということをまず想定しまして、福島県との調整の結果、いろいろ避難ルートは、もちろんいわきから行くものと、288を通るものとかいろいろございますが、我が町の人口1万6,000人を想定しまして、今の状況、避難先の状況等も踏まえて県と調整した結果、郡山市となつたという経緯になっておりますので、今後この計画がどのように変更されるかはわかりませんが、今後もしそのようなお話、今の住民に対しましていわき市も多いことですので、そういうのも踏まえて今後協議の場があれば、こちらとしても協議のほうにお話はさせていただきたいとは思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 例えばこれ災害ですから、火山なのか、水害なのか、津波なのか、その種類によって、例えば山崩れ起きているのに288通って、川内通ってあっちに逃げろというよりは、はる

かにいわきのほうがいいと思うし、また逆に南のほうで何か災害あったのに、どうしても南に逃げると、だからそのAパターンとかBパターンとか、その災害の種類によってどちら方面に逃げるかという選択肢も幅広くあったほうがいいと思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（塙野芳美君） 安全対策係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 私に限っては、申しわけございません、原子力に限ったことですが、まず原子力の事故が起きた場合につきましては、国を初め、福島県等がモニタリング調査を行います。そのモニタリング調査ないし気象情報等を確認しながら、例えば北に流れているような状況であれば、北の付近には行くことができませんので、そちらはもちろん西に行けるか、南に行けるかということで避難計画を定めております。それは、その当時の状況をよく確認しながら、その状況に合わせて即断できるような形で決定していきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） わかりました。スピーディーとか風向きとか、今回の教訓があるので、それをもとに北とか南とか西とか決めてほしいなと思います。

あともう一点、例えば富岡、これから純粋な富岡町民が戻る人口と、あと作業員、住民票を持ってこない方の人口も予想されるので、やはり避難となれば、よそから来た人はちょっと富岡面倒見ないよではなくて、やはりこういうマニュアル本のようなものを作成するのであれば、住民票ある、なしにかかわらず配付して、周知徹底するべきかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 安全対策課長補佐。

○安全対策課長補佐兼消防交通係長（飯塙裕之君） ただいまは、原子力の広域避難ということにかかわらずというふうに解釈したところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、一時的に滞在しているような方につきましても、十分対応できるような体制等してまいります。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 先ほどの質問にちょっと関連するかと思うのですが、今回富岡は、郡山市という形で言われたのですが、今この中に入っている郡山地区の主な小学校にしても、見ていているのですが、基本的に場所自体が、私が知っている限り、交通量とか道路幅とか考えると、なかなか難しい場所が数点以上あるのですね。なおかつ郡山市民であってもわかるようなところとわからないところもあるし、富岡町民がいざなったときに、それ把握されるかというとなかなか難しいと思うのですがその点は把握された上で決定しているのか。

○議長（塙野芳美君） 安全対策係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） こちらのほうの広域避難計画に基づく行政区等の振り分けにつきましては、基本的に県がまず委託業者のほうに委託をかけまして、そのような形で人

数とか、そういうものを基本としてこのものを決定したということを私は聞いております ですので  
今現段階におきましては、富岡町民の方がここに実際移動となるようなときにつきましては、実際場  
所的なものはなかなかやはり難しいものもあると思います。ですので、今後このような場所に行ける  
体制というものが、先ほどご説明もさせていただきましたが、一時中継避難所、その場所の役割とし  
ては、一度役場がまず中心となって皆様の避難所等にご案内できる、一時的に集まれる場所とい  
うことで一時中継所というものを設置する予定でございます。一応そのときにもご説明できるよう  
な状況にもさせていただきたいと思いますし、その前からも、こちらから地図等とか、そういうものも踏ま  
えて周知させていただければと思っております。

以上です。

○8番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○議長（塙野芳美君） 安全対策課長補佐。

○安全対策課長補佐兼消防交通係長（飯塙裕之君） ただいまの説明と、先ほどの説明に対しても補  
足という形でさせていただきたいのですが、確かに避難所を啓発していくのは大変なことかと思いま  
すけれども、どうしてもその場所しかないというのは、原子力避難となった場合、当町1町だけとい  
うことではございませんで、当然双葉郡全域に及ぶものと考えられます。なおかつそれより広い範囲  
いわき市も対象となることも考えられますので、そういった点、人口などを踏まえて郡山市で考  
えていくのがよりよい県全体の避難計画となるものとも考えられると思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今の執行部のほうから見ると、当時23年3月11日、私が思い出す顔ぶれは五  
六人しかいない、あとはほとんど見ていないから。皆さん知っているね、当時から私はずっと本部に  
ついていたのだけれども、一生懸命つくったのはいい、考え方も大まか2つなのだ、自然災害はそん  
なに考えることもないと思う、問題は原子力。30キロといつても風向きで、北の相馬、西の福島とか  
郡山とか、南のいわきの南側植田関係とか、人口といつても当時1万6,000いたうち、川内経由で郡  
山行ったの何人いましたか、半分以下ですよ。1万6,000人にこだわることもないし、ましてや今か  
らつくるこの案件だって何人戻るか。二重、三重に、せめて東に、海に逃げる人はいないのだから、  
3方向なのだから、30キロ先に3地点設けるないし、4地点設ければいいのだから。どこかに集ま  
って移動しましょう、被曝するだけだ。逆にこの辺町民が集まって避難する場所だって、富岡町内に3  
カ所設けなければならなくなるから、風向き、風下に集まれという話ではないから。当時のことを  
思い出して肉づけして、当時のこと。それが富岡町に合った富岡町地域防災計画書にきっちりなってい  
くと思うから。当時を振り返って五、六人の人はいたでしょうから、あとはいひです、余計なこと言  
いませんので、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 安全対策課長補佐。

○安全対策課長補佐兼消防交通係長（飯塚裕之君）　ただいまご意見いただいたとおり、まさにおっしゃるとおりだと思います。現在の時点においては、この素案に基づいて進めていくこととさせていただきたいのですが、なお二重、三重の手を打つにしましても、1町だけでは決められない問題でございますので、県、国などとも協議しまして、そういった二重、三重の対策がとれるようなものに仕上げていきたいと考えます。

以上であります。

○議長（塙野芳美君）　よろしいですか。

そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　12番さんが言ったとおりだと思うのです。放射能災害に関しては、どこに逃げるかが一番、今回浪江でいろいろ問題起きているように、やっぱりこんな絵に描いた餅ではなくて、国、県がいかにきっちとした情報を早く流してくれるかにかかっているのです。こんな絵に描いた餅何ぼやったってどうにもならないです、原子力災害だけは。今回見てのとおり、国も県も情報は何も流してくれなかつたと。その割には国とか県の機関はいち早く逃げたと、自分の部署を放棄してみんな遠くに去ったということは事実なのですよね。そういうことをしっかりと踏まえて、町としても国、県に物申してください。それが私は一番だと思います。富岡町は川内を一時避難所にして、幸か不幸か東電の職員とか、そういう者の話をうのみにして聞いて、いつまでもとどまつたというのが一番の悪条件になってしまったというのが要因ですよね。その後郡山に行くにしたって、県は避難所設けてくれなかつたと。後手後手に回って、何とか町の努力でビックパレットを幸い提供してもらってあそこに行ったという流れですよ。それを考えると、こんなのは全く無駄なのですよ。ただ、上部から下がつてきているものだからつくらなくてはならないという話でつくるのは大いに結構です。ただ、本当に災害が起きたらどうなのだということを突き詰めて、やっぱり県、国に物申してもらいたい、それだけお願いしておきます。

○議長（塙野芳美君）　安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君）　当時につきまして、私災害本部の事務局やっていましたので、議員おっしゃるとおり、ご指摘のとおり、国からの通報など全くありませんでした。それを踏まえて、やはり連絡網しっかり整えて、まずは原子力事故があれば、すぐ避難だという体制を町でとつていきたいと思います。なおかつ今議員がおっしゃるとおり、富岡町がこういう3.11のときのあの避難状況を踏まえて、しっかり国と協議していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　国も県も、被災の町村の話を真剣になって聞いてくれるとすれば、先ほど7番さんが言ったように、288の改良とか、高速の2車線化とか、いろいろ逃げる手だてはあると思うのです。幾ら情報もらっても、交通渋滞でにっちもさっちもいかないような状態ですから、打つ手は

ないのです。それを国、県がしっかり耳を傾けてくれるのであれば、そういう改良的なものも早期にできるものと私は期待しておりますので、ぜひ強い要望などをお願いできればありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 安全対策課長。

○参考兼安全対策課長（渡辺弘道君） ご存じのとおり、3.11のときは川内の道の道路全て渋滞ということがありました。また、この減災を視点に入れた、自然災害にもうたっていますけれども、避難路、緊急輸送路等の整備ということで、この中に114号、国道28号、288、あと県道小野富岡線の改良促進を目指すということは、当然ながら高速道路、あとは今お話ししました道路についても、完全に2車線改良すぐという形は避難にとって十分大切なことですので、所管は別にして、国に対してしっかり要望していきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件7、富岡町地域防災計画の改訂（素案）についてを終わります。

暫時休憩いたします。

休 議 （午後 4時38分）

---

再 開 （午後 4時39分）

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

その他に入ります。

ここで経済産業省、仮屋さんから発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

仮屋さん。

○経済産業省（仮屋英治君） 皆様、お疲れさまでございます。経済産業省から富岡町のほうに派遣させていただいております仮屋と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、お時間いただきましてありがとうございます。先日ご連絡を差し上げておりました、福島第一原子力発電所の視察に係るご連絡事項ということで、私のほうから幾つかご連絡のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 仮屋さん、説明のほうは着座で行ってください。

○経済産業省（仮屋英治君） お手元のほうに、こちらの事務連絡というものをお配りしていると思いますので、こちらのほうをごらんくださいませ。

改めまして、日時でございます。日時は、来週6月16日本曜日、13時から17時を予定しております。集合場所ですが、Jヴィレッジセンターハウスの集合となっております。こちらが一番下の紙に、別紙2というものがございまして、このような紙がございますので、こちらをごらんくださいませ。こ

ちらにJヴィレッジへのアクセスマップというものを添付させていただきました。こちらに黄色で、真ん中Jヴィレッジセンターハウスというところがございますので、こちらに13時にお集まりいただけたらと思っております。

なお、駐車場につきましては、こちらの正面にWBC、Pと書いてあるのですが、この上にです、来客者用の駐車場というものをご用意しておりますので、こちらのほうに車をとめていただきまして、センターハウスのほうにお越しくださいませ。

当日につきましては、私と事務局長が先にセンターハウスのほうでお待ちしておりますので、私と事務局長を目印においていただけするとよろしいかなと思います。

また、この紙なのですけれども、右下のほうに国道6号線経由でと四角があるのですけれども、こちらにつきましてはご連絡等不要でございますので、こちらは申しわけございません、削除していただければと思っております。

済みません、1枚目の紙にまた戻っていただけませんでしょうか。当日16日の説明者なのですけれども、東京電力様のほうに説明をいただく予定でございます。

留意点が幾つかございますので、お知らせいたします。まず、当日のご視察ですが、皆様方におかれましてはバスに乗っていただきまして、バスの車中からご視察をいただくようになっております。視察の場所、スケジュールにつきましては、3枚目、4枚目なのですけれども、別紙1-1、1-2というものを添付させていただいております。1-1が時間的なスケジュール、1-2が視察の場所を添付させていただいておりますので、後ほどごらんくださいませ。

再び1枚目のほうに戻ります。次が一番大事なところなのですけれども、当日はご視察に際しましては身分証明書、こちらのほうを必ずご持参いただくようにお願いいたします。恐らくです、議員の皆様方におかれましては、自家用車でJヴィレッジのほうに来られるというふうに伺っておりますので、運転免許証を持ってきていただけると思っておりますので、安心はしておりますが、中には運転免許証を持たずに来られたというケースもあったと伺っておりますので、運転免許証のほうをご持参いただければと思っております。

また、身分証明書といいたしましては、運転免許証以外でもパスポート、写真つき住民基本台帳カード、特別永住者証明書、またマイナンバーカード等でも大丈夫でございますので、こちらでも構いませんので、とにかくお忘れ物のなきようお願いいたします。こちらの身分証明書がないと、当日いかなる身分証でも入構ができないということになっておりますので、十分ご注意のほうをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、1枚目の裏側でございます。3.なのですけれども、カメラ等の撮影機能のあるものにつきましては、セキュリティーの関係上持ち込みの禁止とさせていただいております。

4. でございます。福島第一原子力発電所の視察に当たりましては、東京電力の方々のご案内があ

るかと思いますので、東京電力の方々のご指示に従っていただきますようにお願いいたします。

5. でございます。服装に関してなわけですけれども、事務局長のほうからご紹介あつては思うのですけれども、作業服のほうを準備していただいておりますので、当日につきましては作業服のほうをご着用、またご持参いただきますようお願いいたします。

6. から10. までは留意事項になりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

11. なのですけれども、当日は東京電力の青野さんという方が担当いただきますので、もし何かございましたらこちらのほうにご連絡いただけたらと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終了いたします。

それでは、この件につきましては以上をもって終了いたします。

執行部のほう、その他ございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 各議員、その他ございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 16日、私は欠席。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時45分)